

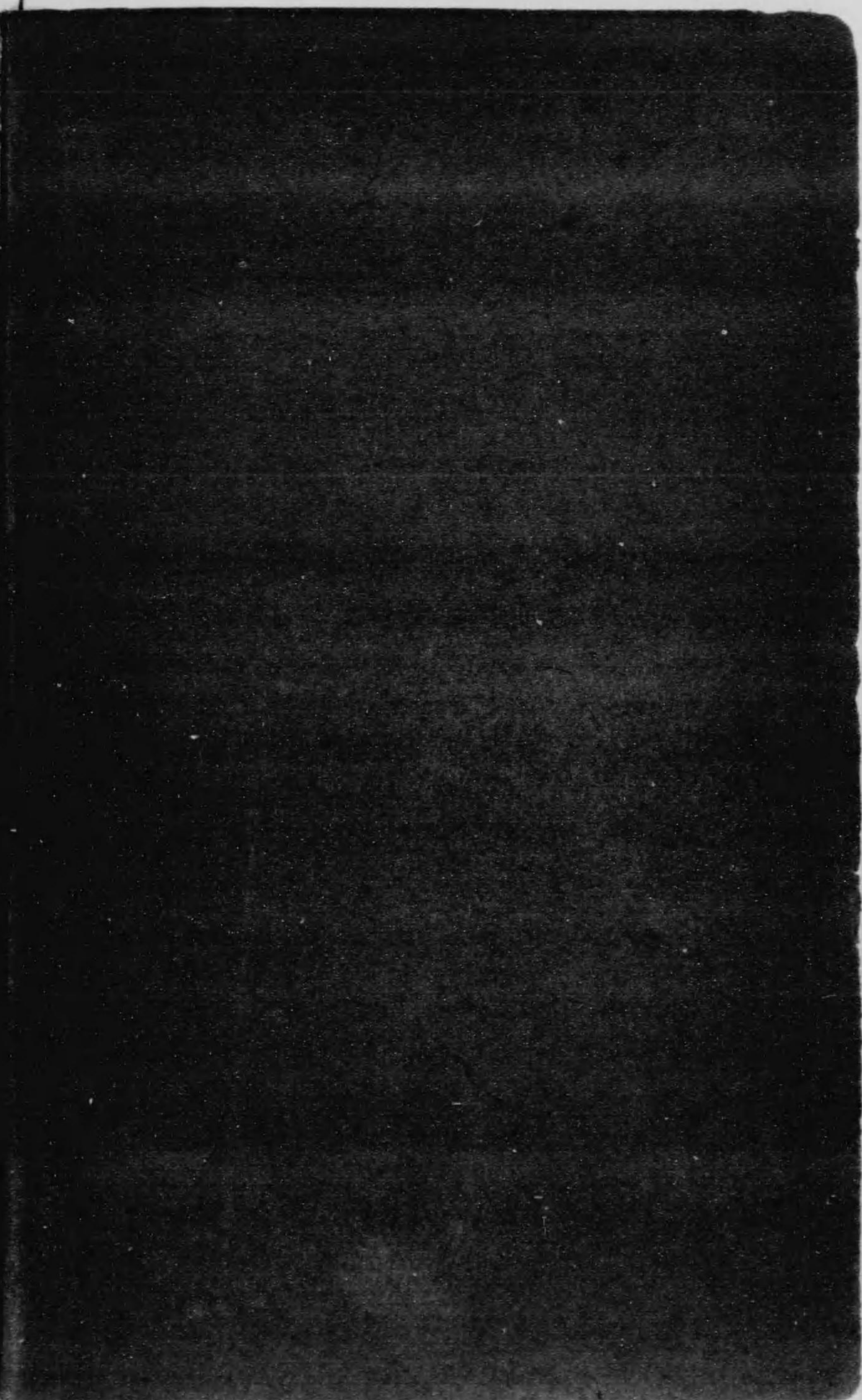
386
53



始



備前織物のし書



386-53



序

歐洲戦亂の終局は未だ之を予測する能はずと雖も本邦産業界は其影響を受けて將に新生面を開かんとするの機運に際會し我が備前織物も亦倍々振興改善の要切實なるを感ぜずんばあらず

抑も我が備前織物は寛政の初年萌芽し爾來幾度か盛衰隆替を見たりしも遂に帝國領土内は勿論遠く海外各地に波及し今日の隆昌を來せるものたり然り而して海外に於ける一大顧客たる支那大和國と帝國との親善は彌々敦厚にして該地との交通往來益々頻繁を加へ商權の發展は今や四百餘州より印度方面に擴大せられんとするの狀勢に在り我が組合體に人を彼地に派して爾後の變遷を視察し特に厥後適應の講究に供へ更に又光輝ある二百餘年の歴史を展示し祖先が苦心經營の跡を追慕顯彰して營業者概観の資料たらしむべく茲に本誌成る而も資料乏しく漸く其の一斑を窺ふに過ぎずと雖も是に由りて斯業發達の徑路を稽へ今後進展の發程となし組製相防を濫造相誡め宿昔の聲價を將來に紹繼し我が備前織物をして倍々光輝ある發展を遂げしむるを得ばまた本書創刊の目的を達成せるものと云ふべきなり一言以て序とす

正 4
 大和 3
 和 8
 内交

成

Blank page with faint bleed-through from the reverse side.

世正

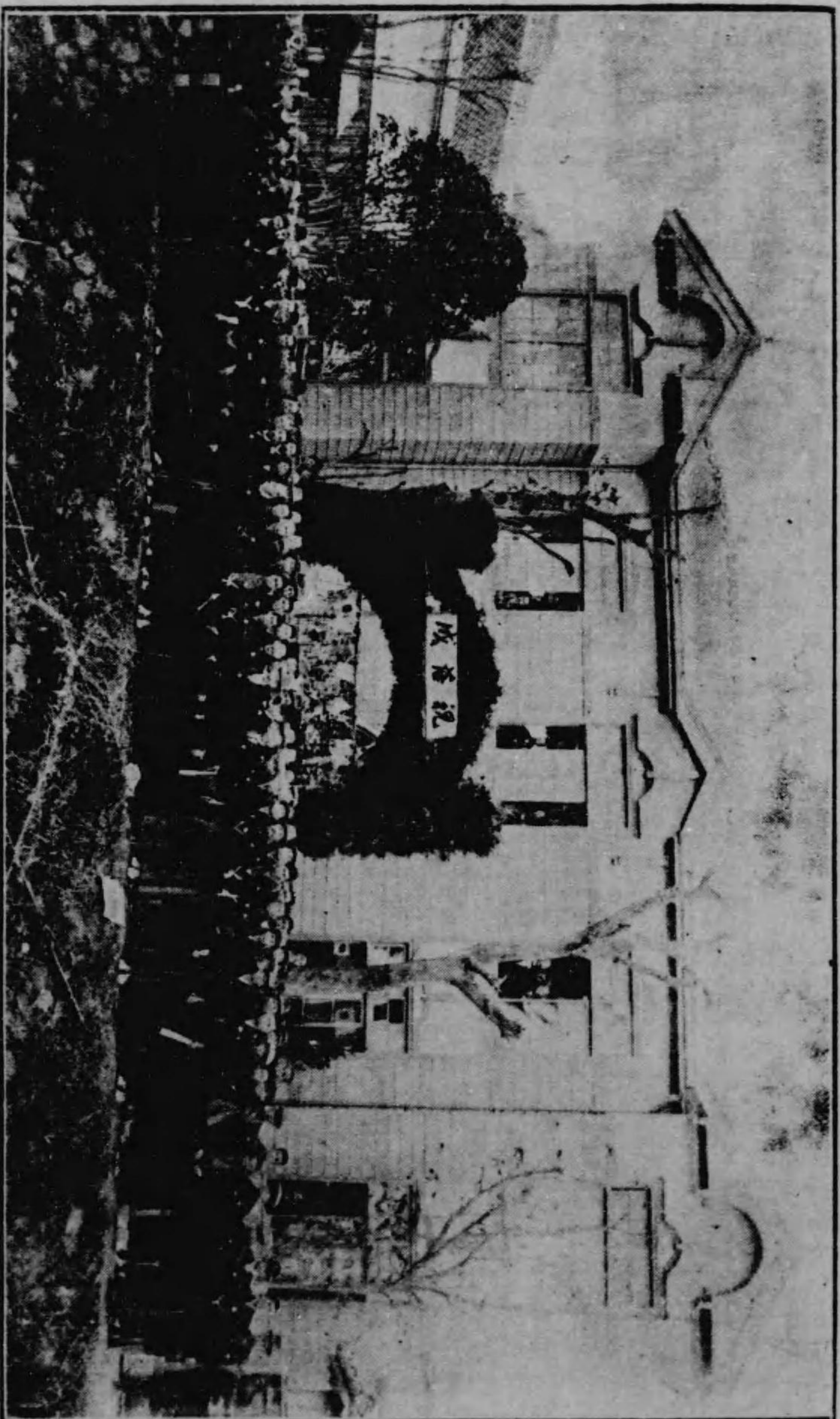
復成幸

夕者

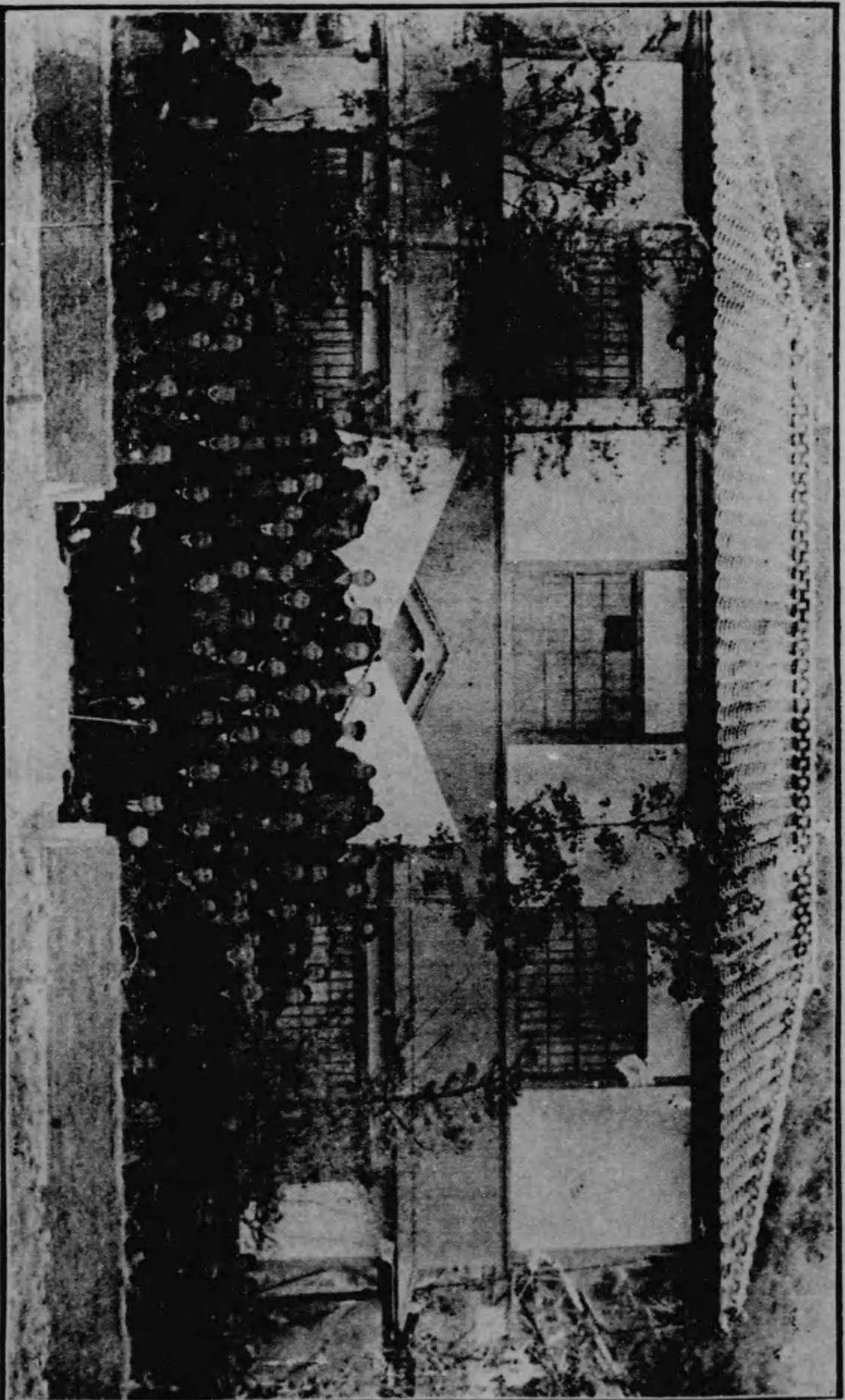
夫容
下
信



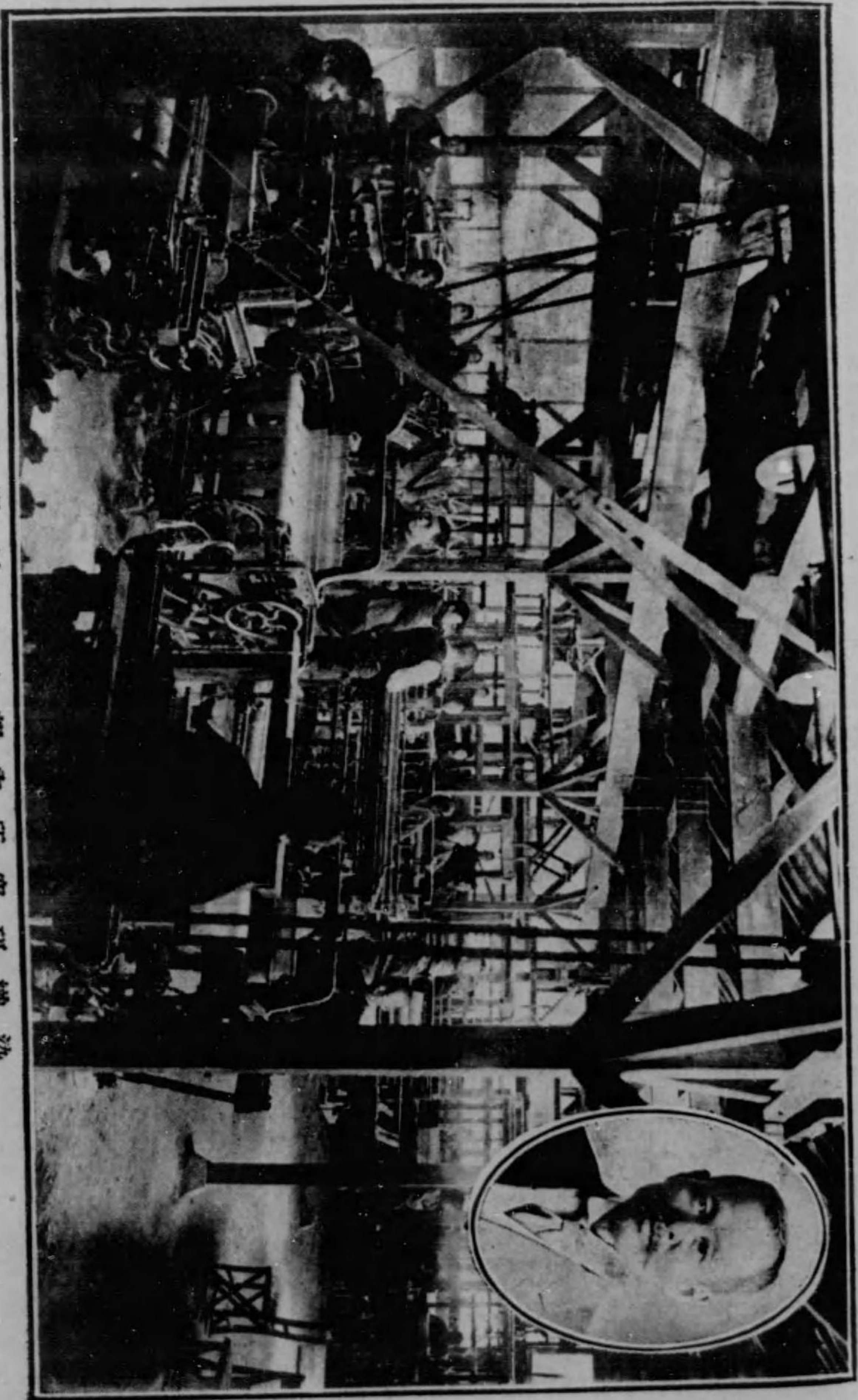
敬啟



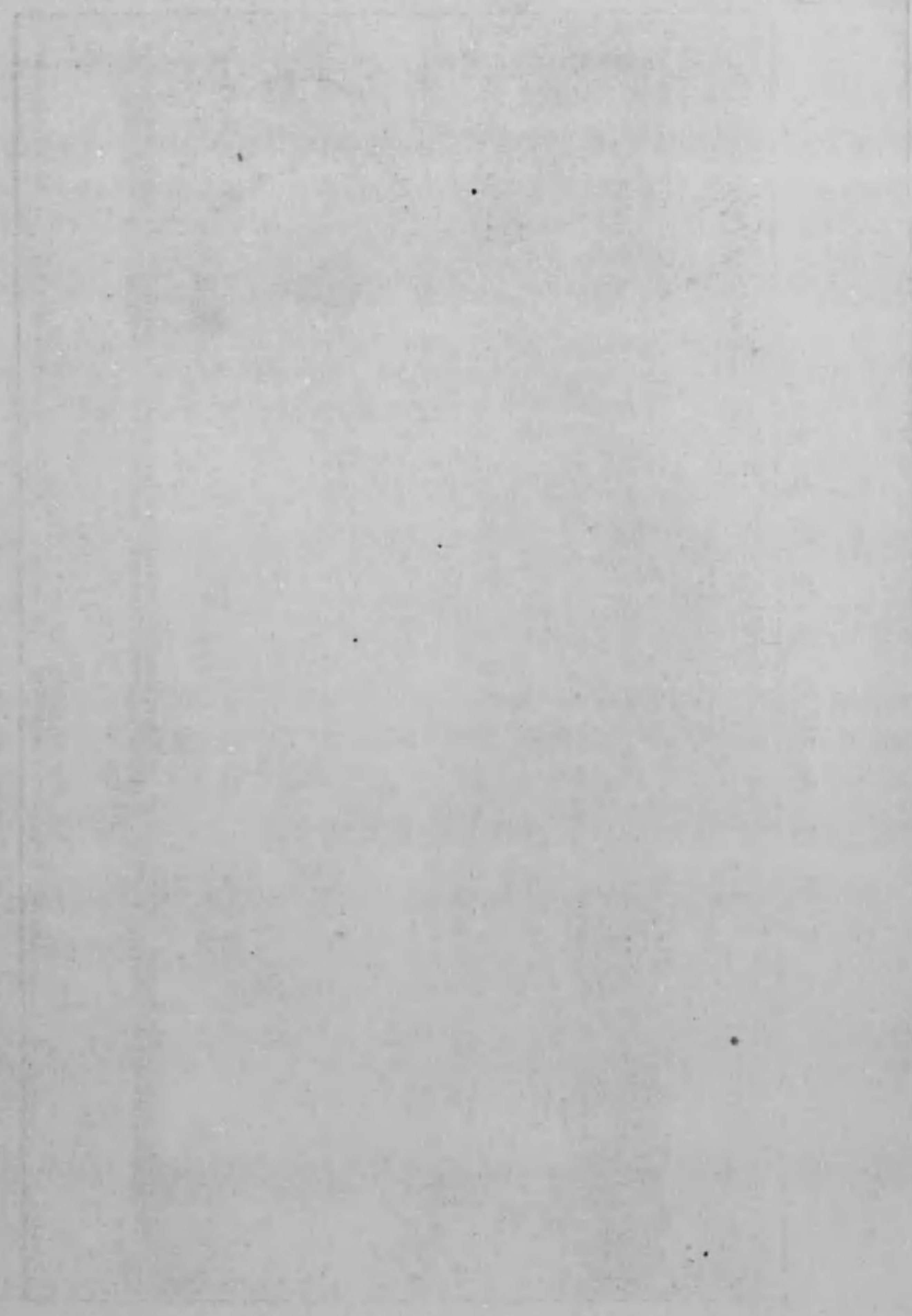
校學染染島冠立私 所究研織染 所務專合組業同物織前備

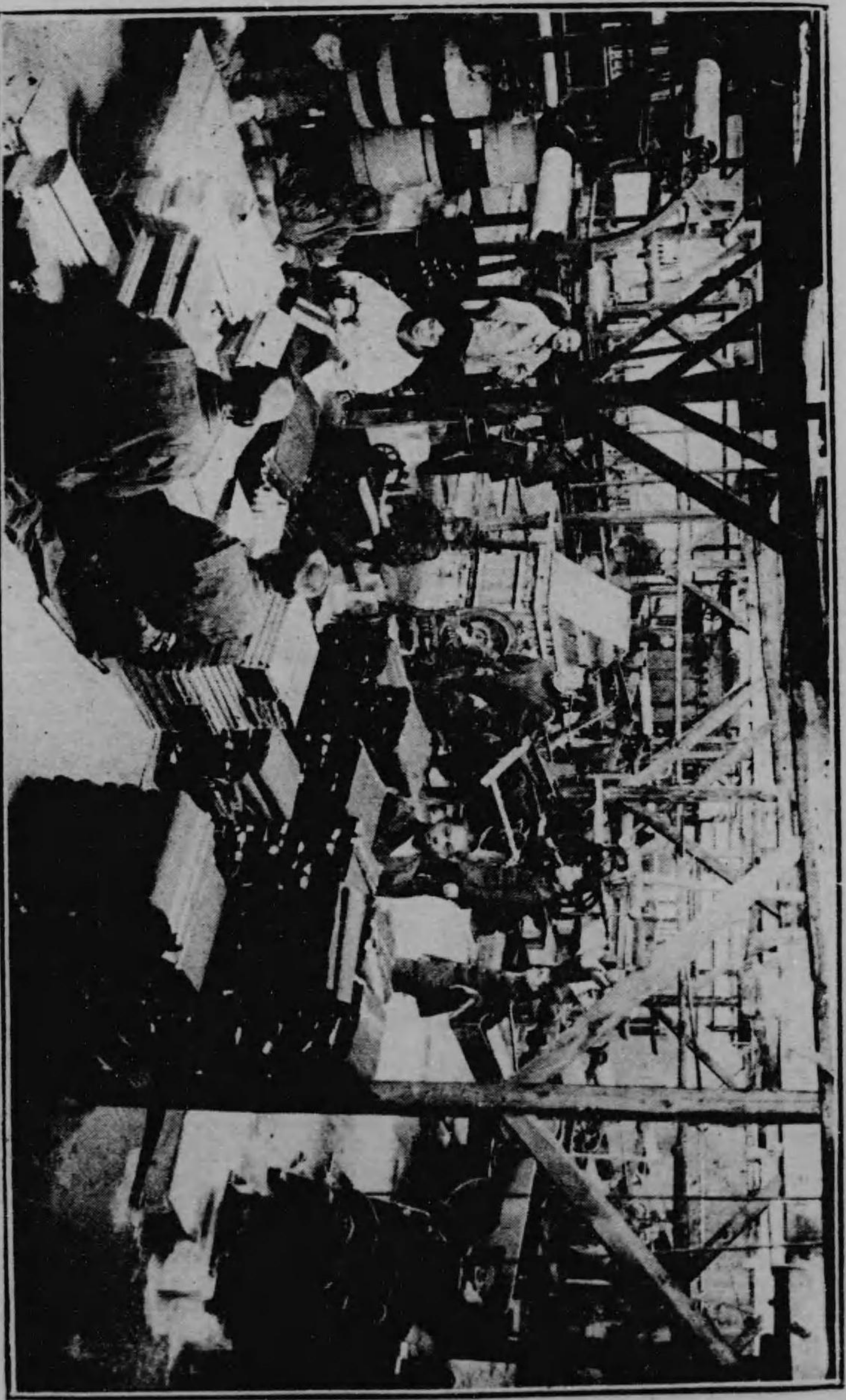


舊備前機關業組事務所



染織研究部内の一大部分所長





二ノ部内所究研機染

事理及長組の代歴

三代 尾崎 邦藏氏



初代及現代 大野 彌市氏二代 大野 幸太郎氏



四代 片山 徳次郎氏



五代 故奥田 銀次郎氏



六代 奥田 榮七氏



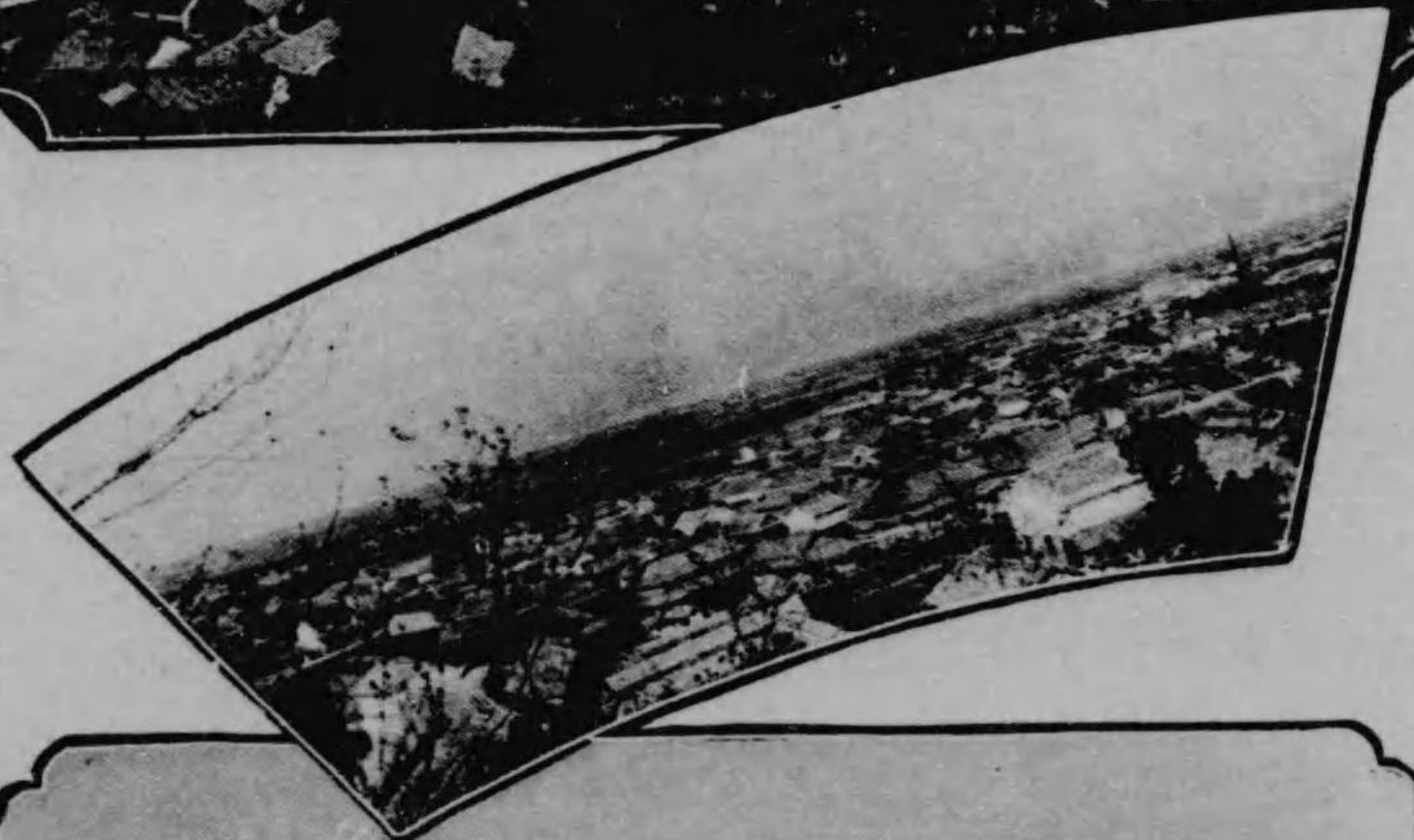
理事 中村 七三郎氏



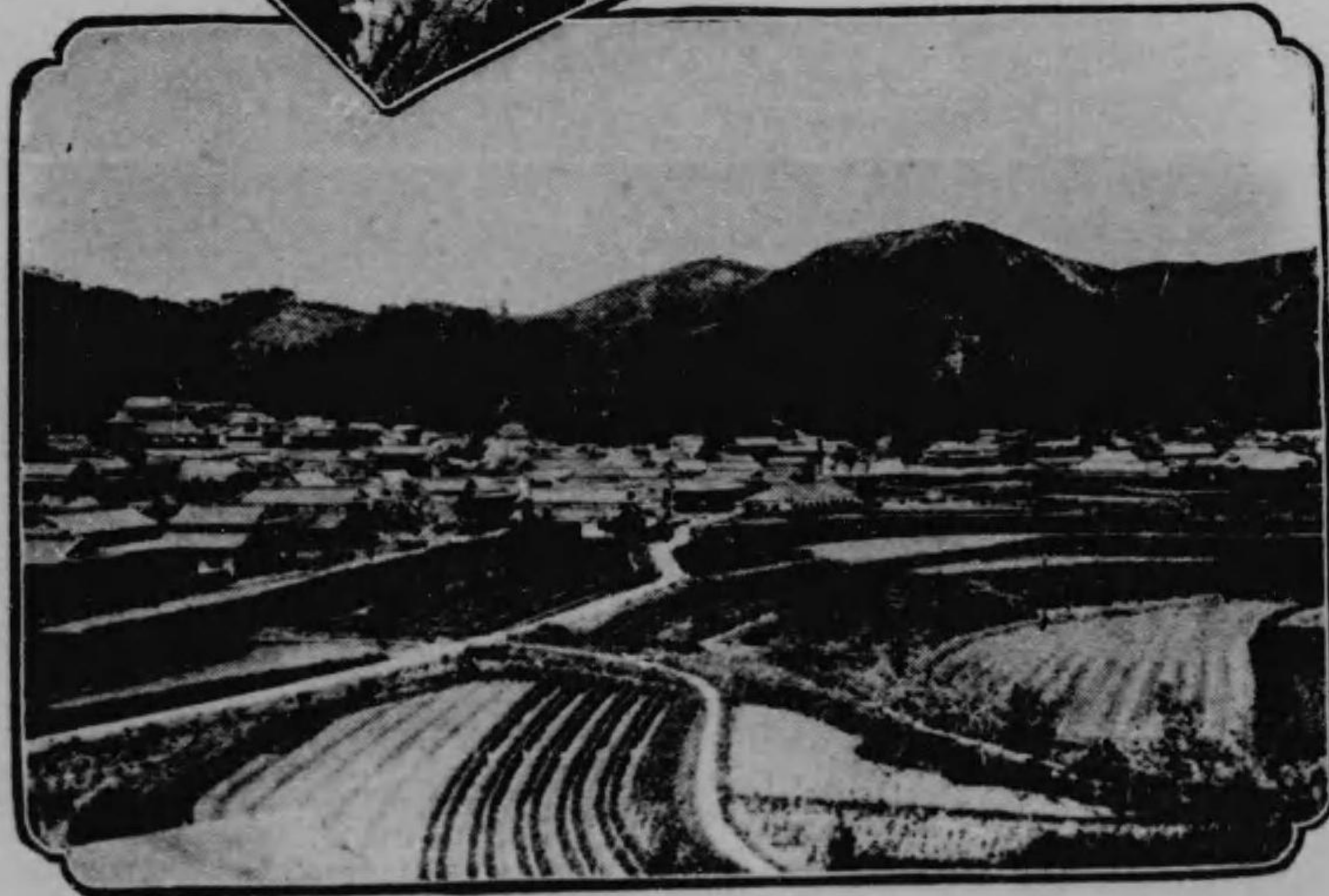
地主ルタ機業地



田ノ口全景



迫川全景



引戸全景



兒島郡役所



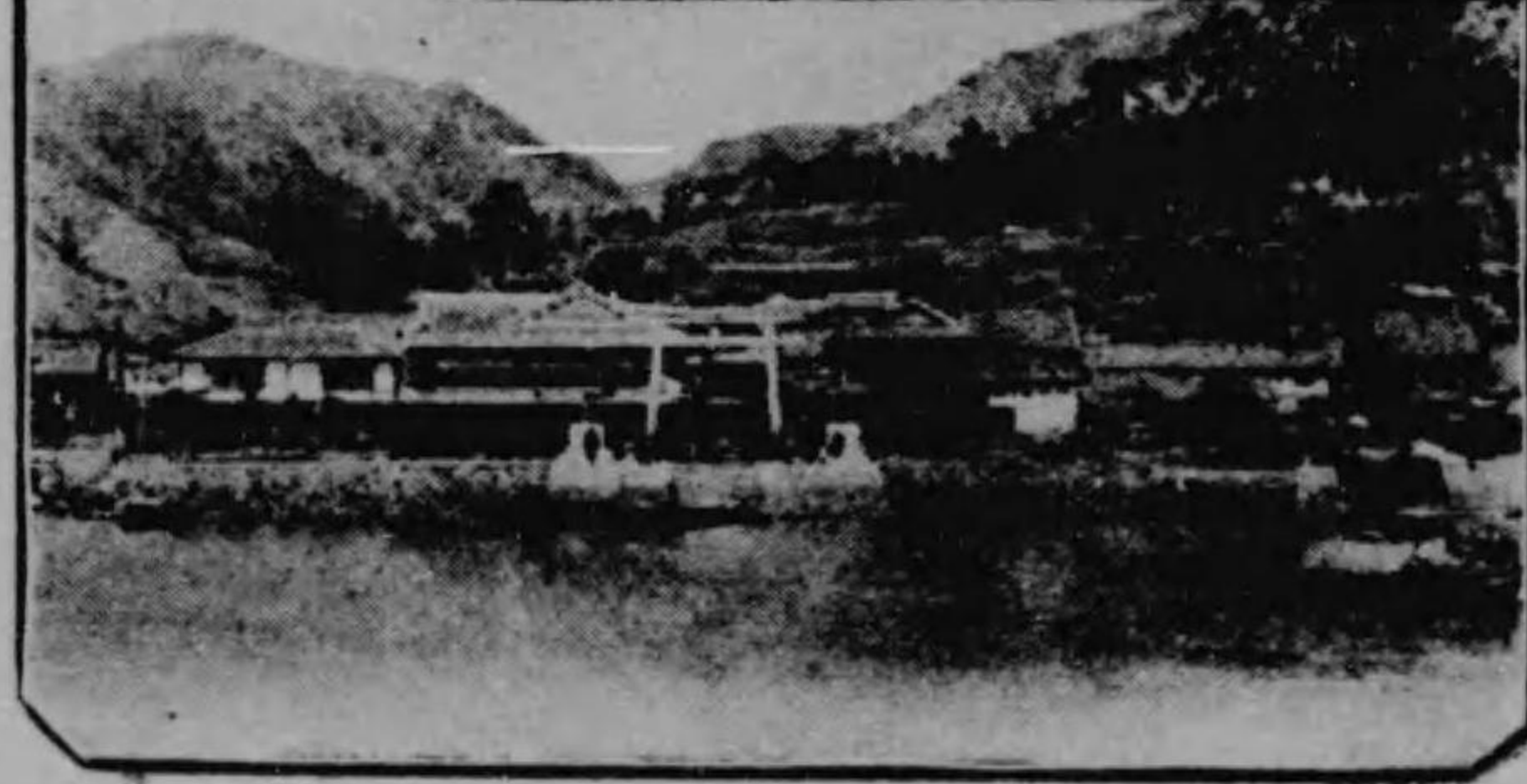
下津井港

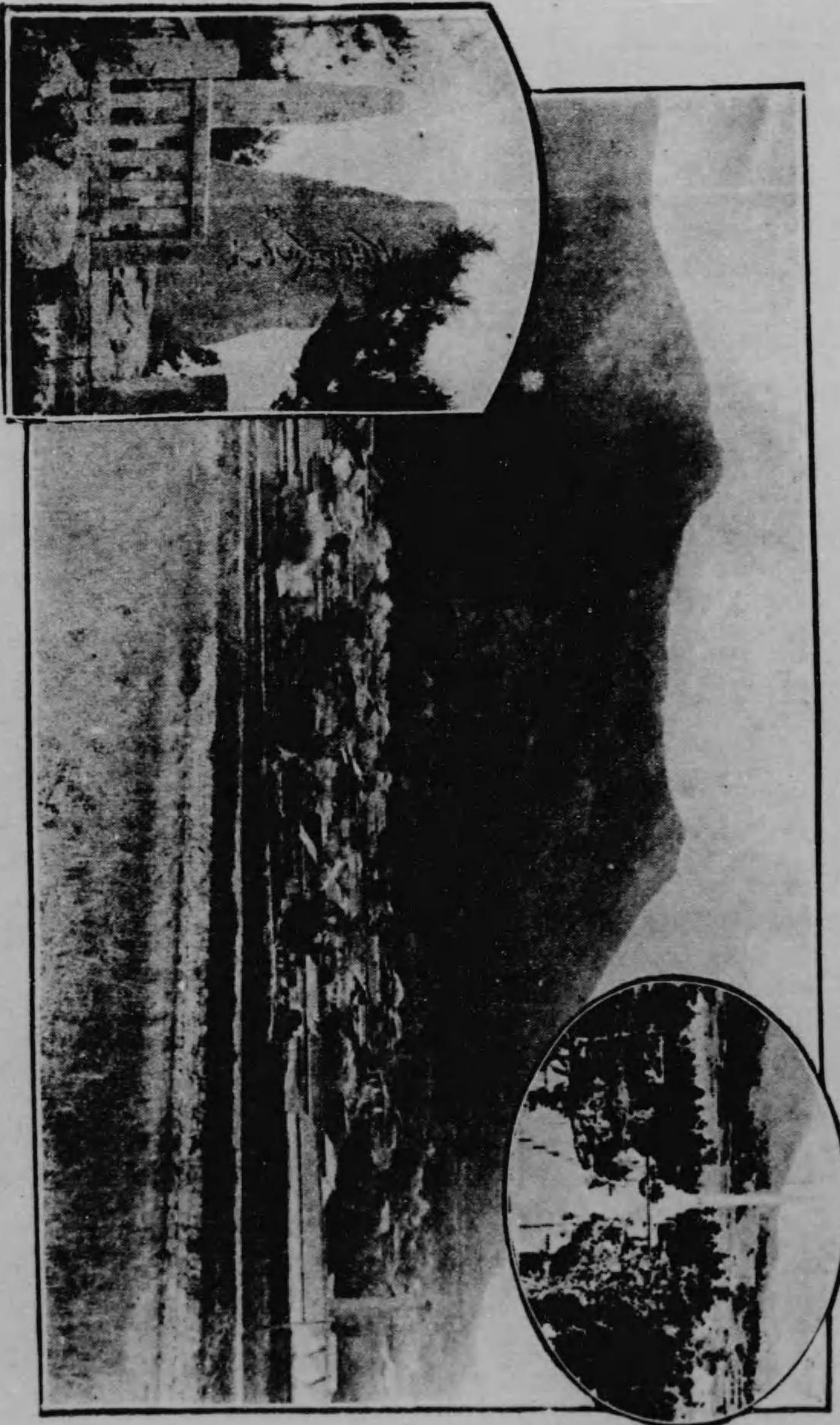


宇野港



田ノ口港

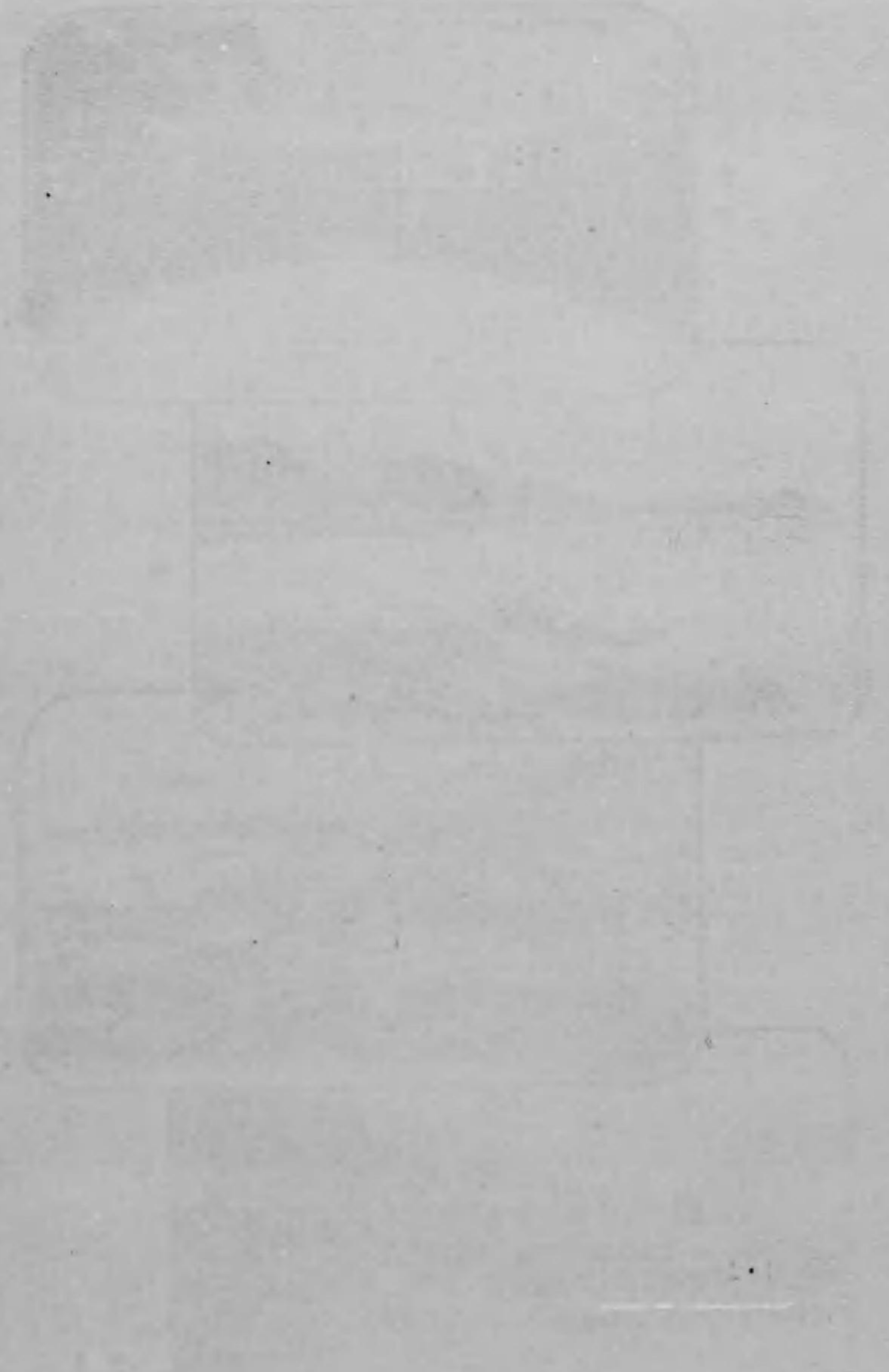




野崎翁旌德碑

唐琴之碑

常山ノ古戦場

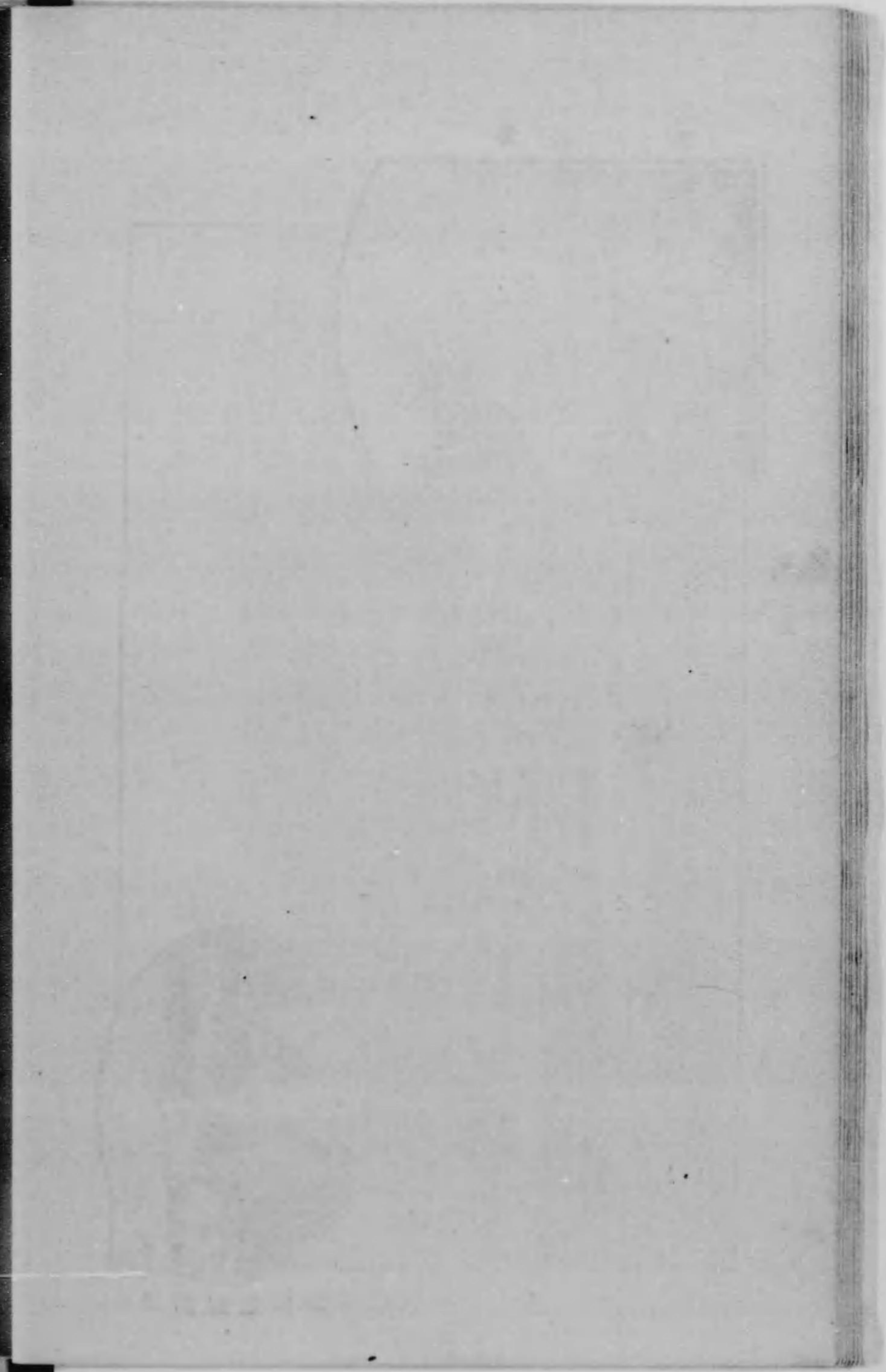




源平藤ノ渡

親仁親王御陵墓

社由加神社



目次

一、備前織物の沿革	一
二、輸出向織物の沿革	四
三、安政年間の取引状態	一〇
四、織物に関する雜件	三四
産額、販路、支店並に特約店、原系仕入先、染料仕入先、工場表	
五、工業組織の一斑	五九
原料系、原料、燃糸業、練糸業、染色業、整理業、織機業、職工奨励法、職工労働時間、賃銀支給方法、優待方法、織物の賣買及納税方法	
六、岡山縣輸出織物同業組合	六五
組合創立由來、組合役員氏名、組合員人名、組合定款	
七、備前織物同業組合	一〇一
組合創立由來、組合事業の種類、縣郡の補助、組合經費、組合歴代組長の氏名及就職年	

月日、組合役員氏名、組合員氏名、組合定款、検査規則、検査規定、検査規定細則、
機物貯蔵場、機關銀行名

八、染織研究所

位置、沿革、研究所設立事務要項、設備、役員、規定及諸規則、整理手数料規定、職員服務心得、職工服務心得、設立當時の主なる關係者及寄贈者芳名

一五〇

九、私立兒島染織學校

沿革、學則、卒業生、生得心得、職員

一六七

附 錄

十、郡内地理

位置、地勢、土地の變遷、往古の兒嶋、道路附郡内里程、航路、鐵道、通信

一八九

◆備前織物の沿革

本郡の機織業は其の起源最も古く三百餘年の昔に出づと云ふ。寛政の初年田の口(琴浦町)に於て始めて眞田を製織し其前後に於て迫川(莊内村附近)方面に常袴と稱する袴地の製造起り同十年の頃には上村(琴浦町)小川(小田村)の地方にて小倉帯地及眞田の製造を見る。次で引網、山村(琴浦町)に傳播するに至りたりと傳ふ。

爾後事業漸次發展し安政年間に至りて岡山藩の許可を得て眞田及袴地を製造し御物産と稱し大坂地方に搬出販賣するの盛況を呈したり其後幾度の盛衰隆替を経て明治の初年袴地非常の盛況を來し著尺、前掛地の如きは此時に産出されたるものにして當時の工業は頗る幼稚にて原糸は手紡太綿糸を用ひ染料は木葉草根又は赤土を溶解したるものにて染色し居たるものなるが後ち紡績糸並に人造染料の輸入あり爲めに郡内の機織業界は一新面目を開き羽二重織など稱し其發展の曙光を生まんさせしも暫時にして粗製濫造の弊漸く行はれ聲價の失墜又逆堵し難き非運

に遭遇し迫川の大野彌市氏は當時の機織業の大勢を達觀し一織物會社を起し尾州方面よりバツタン機並に斯業に精通せる職工を増雇し大に改善を加へ市價の挽回に努めたるが爾後一部好況に復し得たるも南部地方の製産は依然として沈衰の止むなき状態に傾きたるを以て當業者は日夜晩回策に汲々怠らず明治二十七八年戦役の後を享けて多少の好況を呈したるも猶其の大勢の振はざるものあり越へて同三十六七年の頃郡内機織業は全く悲境に陥り慘狀見るに忍びざりしが後同三十七八年戦役日露開戦に亞ぎ吾軍の捷報荐りに傳はるや一般經濟界の好調に伴ひ市況頓に一變し稀有の盛況を出現するに至り着尺地は世の進運に連れ徐々に改良を施し袴地は依然として能く備前袴の聲價を保ち相當の産出を繼續し來れり雲齋織は百餘年前東兒島に製出し居たるも明治十九年頃西部小田村方面より盛に製織するありて現今東部には其機響を絶つに至れり。支那腿帶子は明治三十九年琴浦町に製織せられしを創めとし今や郡内各地に行はれ輸出發源地は同町を中心として支那全土に輸出され最近歐洲戦亂の好影響によりて異常の隆運販路の適確なるを認めらるゝに至る。

二

これ等織物の原料はもと手紡綿糸を用ひ文政年間初めより洋糸を明治十三四年頃より瓦斯糸を次いで内地紡績糸を使用するに至れり織機の如きも「バツタン」最も多く使用され染料は正藍及植物染料を使用せしも明治八九年の頃鹽基性染料を用ひ後に直接染料を重用し現今は硫化染料を使用す。左に我が備前織物即ち兒島織物が古き歴史と權威を有し往昔以來製品の搬出を試みつゝありしを想起すべき天保年間岡山藩に於ける備前織物に関する記録の一篇より摘載し参考に資す。

御 觸 出

一、近年村々に小倉眞田多いたし農業疎に相成村々寄作方故障に相成依之先達而御觸出も有之候へ共兎角次第に増長いたし心得違の者有之小倉仕入致賃織出幾多致候趣相聞此度及御噂郡中一同左之通

三

一、農業の透に一家一機つゝ致候儀は勝手次第家内手間多きものは二機迄は差免其餘不相成勿論他家へ出し機いたし居候儀は差留候間決而賃織等致間敷候假令前々より下女下男仕來候ものたり共小倉眞田致候ものは男女召抱候は不相成作方故障に相成及御噂右の通申談候上は機織は男女他國他郡は不及申町方様へ機織奉公日傭等罷出候儀不相成事

天保十三年寅七月

とあり右記録に見ると當時已に織物の如何に郡内に盛なりしかを推知し得らるべし

◆輸出向織物沿革

▲腿帶子は支那人服の袴部裾を纏束すべき必需品にて從來支那各地に於ける婦女子の内職として製作されたるも其形状相一定し居らざりしものあり、本邦に於て始めて腿帶子の輸出を開始したるものは本郡琴浦町田の口與田銀次郎、尾崎峯三郎兩氏の相前後して創始したるものなり與田氏は明治三十八年日露戰役に戦し養

婿榮七氏陸軍用達に志願従軍し滿洲に於て腿帶子の有望なるを看取し其見本によりて試織し同三十九年滿洲に試賣したるに頗る同地方人の嗜好に投合し東洋品の聲價日々に向上其輸出産額も亦年次倍蓰し爾來引續き現今の盛況を呈するに至れり而して其製織につきては種々苦心をなし小倉帶織機の本掛にて製織されたるも同四十年頃「ガツチャン」機と稱する十二本掛織機を使用したるが製産力の上には尙遺憾の點あり同年中同業尾崎金平氏之れ等の缺點を補ふ爲め苦心を凝らし「リボン」製織機に倣ひて一種の腿帶子専用機を發見し其成績頗る良好にて本品製織上に一新記録を畫するを得大正三年井上小三郎と言ふが足踏機を發明したるも生産能率は「リボン」應用織機のそれに對當するに至らず爾來幾多技工の考案變遷により今の足踏織機を製作せるものにて此他動力織機は目下研究中に屬するものもあるも完成したるものなし殊に本品に就きては先是當時の本組合副組長大野幸太郎氏明治三十九年五月海外視察派遣員として本縣の命に依り朝鮮清國の各地に視察を爲し同年七月歸郡し當業者に其視察報告を爲すに當り腿帶子の各種類其他の清韓向織物の見本を提供し斯業者に有益なる指導報告を爲す腿帶子輸出起因其他

郡内現今の旺盛を來したる所以は又氏の視察によりて基因したるを窺ふに足るものありとす。

附我腿帶子製出につきは偶然にも殆んど相前後して三箇所より輸出開始の途を開かれたりと傳へらるる開は
 奥田榮七氏(故奥田銀次郎氏養婿)が日露の役に酒保として従軍し太姑山に上陸したる當時に發見したるもの

尾崎峰三郎氏が明治三十七年中安東縣に入りて之れを發見し直ちに製出したるもの
 柏野卯八郎氏が明治三十七年營口に於て印刷業を始めたる當時に於て之れを見付かりて郷里琴浦町の機織業者に試織せしめたるもの

如上三説は何れも僅かに相前後して製織したるものなりと傳へらるる所なるが恰も三者の相前後して三方面より開拓して今日の隆昌を來したるは偶然と言ふも面白き現象にして最も善く戦後の結果を利用したりと謂ふべきなり

◇愛國布 は支那人用服地として大正元年前後に琴浦町石井熊次郎灘崎村大野織物合資會社相踵いで製織し輸出を爲し相當の需用を充たし居たるも本品は染織共に無地にして一方支那内地に於ける製品と市場に競争甚しく工賃率の上に對抗し難く同時に生産費の收支相償はず爲めに近時之れが製織廢止の状態にあり、

◇ポプリン は支那服地用として愛國布より高尚なる美術的技工を要したる織物にて支那人の愛用に適す由來本品は英國及獨逸より支那に輸入し殆んど英獨の占有に飯し居たるも大正四年歐洲の戰雲起り彼地の製品彼地に輸入杜絶するの止むなきに當り本郡迫川大野織物合資會社琴浦町與田銀工場等に於て製織し輸出を企てたるも當時品質粗製の嫌あり就中整理加工の粗雑なるより仕向地より返品さるゝが如き悲運に會し斯業工場は進んで原料の選擇、製織加工の上に革新を致し多大の苦辛と犠牲を拂ひ精品の優秀に努め腐心の結果市場に於て外來品と遜色なきを認めらるゝに到り同時に本組合研究所整理部と加工作業に相呼應するの技術を専攻するに至り今や支那向織物の前途を囑望さるべき進展を來し日増に需用の好況なる機運に蓬着せるものなり、

◇韓人紐 は琴浦町與田銀次郎氏明治二十三年六月朝鮮内地の視察を遂げ鮮人用腰帶眞田紐なるものを發見し同二十四年初めて之れが製出を企てたるが偶同町下村角南萬次郎氏亦該品の製出を爲し居たるが與田氏は前途有望なるを看破し全力を傾注して間もなく京城、仁川、元山方面の販路を開拓し當時朝鮮内地の製品

が衣服の裁屑を以て製したるも與田氏は木綿製によるの有利なるより其試織を試みたるに果して其嗜好に合致し須臾にして年額二十餘萬圓の産額を輸出するに當り同町尾崎峯三郎氏亞で之れが製織をなすに至り兩工場相競ふて輸出の旺盛を見たるも朝鮮合併に相前後し鮮人の製産増殖に伴ひ一方に於て支那向腿帶子の製出がより以上有望なるを認められ同時に製産の減退を來し近來其跡を絶ちたり、

◇洋燈芯 は洋灯芯の製造を開始したるは郡内琴浦町松井武平、清板喜八兩名にして大正二年十一月阪地商人より見本品を蒐集し試織の結果好評を得るに至り事業の擴張と共に熾に製出しつゝありしが時恰も南洋諸島に於ける歐洲の輸入杜絶し市價昂騰に際し頓に本品の前途に囑望あり同業者亦増加の趨向を見る現在の産額十數萬圓を算し製織は重に腿帶子織機を應用しつゝあり大正四年九月同地相川宗一郎は從來製品の工程を倍加すべき専用足踏機を發明し以て細巾物は多く同機を用ひ廣巾物は在來の機によりて製造さるゝものなり重なる仕向地は支那香港南洋諸島にして阪神の地を經由輸出せり、

◇辨髮紐 辨髮紐は明治三十七年琴浦町與田銀次郎氏韓人の從來馬尾毛を編み

(一名コングン)結髮用とせるものを摸倣し同地方に輸出を試みたるを嚆矢と爲し次いで同地尾崎峯三郎氏亦製造輸出を爲すに至り時恰も彼地の需用多からず輸出年額約二千餘圓を出でず後同三十九年支那輸出を試みたるに辨髮用として大に歡迎さるゝを以て年次輸出額増加し革命騒亂の起りて以來支那人間に斷髮流行の風ありて後は年次輸出額を削減するの止むなき趨勢なりしが近時再び辨髮の古風亦稍復舊したると一面男女服の組紐釦に使用さるゝに至り支那全土に販路を擴大する等好果を見るに至り毎年其輸出額増大し十八萬圓以上に達するなり本品の編上機としては初め大阪植村某なる者米國製動力機を摸擬したるを使用して現今に至るも他機を用ひず、

◇足卷雲齋 (一名ゲートル)は始め中華民國(支那)革命の亂に際し革命軍の注文を引受け輸出したるを嚆矢とし爾來内外に普く品質の優良を以て好評を博し製産能力亦大に長足の進歩を見るに至り近く歐亞の戰雲起るに及び阪地商人の手を経て露國に巨額の輸出を爲す等日夜製出に忙殺されつゝあり之れ等は其生地織たる雲齋織の本場として本郡の製品精良なるによるものなりと信す

◇縞小倉（洋服地用）は足巻ゲートル製出より少しく遅れて製産を試みたるも
 のにて大正五年末より本年上半期末迄即ち絲價崩落の際迄露西亞向として盛に輸
 出したるものにて爾來販賣專業者十一商店製造業者三十餘箇所及び一反の價六
 七圓より一躍十二三圓に昇騰したるものにて一ヶ年生産額百萬圓に達するの盛況
 を極めたり、

要するに當今本郡機業界は南部北部西部に大別され南部琴浦町に於ては腰帶子を
 初め眞田帶地、ランプ芯、種々の紐類を多く産し北部灘崎村、莊内村、八濱町に
 於ては着尺袴地を初め前掛地、色木綿等を多く産し西部郷内村、小田村にありて
 雲齋類を多く産するの狀態にあり

左記は我が備前織物が古き歴史によれる往昔の製造業者、販賣業者間取引の狀態
 は勿論其他沿革の一斑を推知し得べき參考資料として茲に蒐集摘録せり文中の缺
 字は轉寫するに當り字体の明確を欠ぐものあり幸に諒せられたし

取締方條目

一御公儀様御法度堅ク相守リ可申候事

一今般諸問屋諸仲間組合等御再興被爲仰出諸品直段可相成丈ケ下直ニ致シ賣買共
 正路ニ渡世可仕旨被爲仰渡一統奉候就テハ追々手廣ニ取引可被爲儀差加へ至極
 難有仕合ニ奉存候依テ此段申談候上左ノ通り取締仕候事

定

- 一今般小倉織ノ儀相改現金賣ノ外延賣一切不仕候尤賣渡ノ品々跡ニテ直引又ハ多
 少共戻シ物兼テ御斷申上置候事
- 一諸品賣物庭放ノ儀御承引ノ上荷造賃並ニ諸掛リ物御客様方ヨリ御辨可被下候事
- 一船積荷物難破船ハ勿論陸ニテモ途中非常ノ儀一切存ジ申サズ候事
- 一金相場ハ高下有之候へ共應對通り定金ノ外金仕掛等一切御斷リ申上候事
- 一御注文品送り荷物ノ内若シ不向物無尺難物等有之候ハ、早速御戻可被下候代金
 御返却可仕候事
- 一賣買候相對相違ノ御方へハ一統相談ノ上取引仕間敷候事
- 右ノ通り此度取極メ仕候上ハ直段格別相働キ差上候間不相變賑々敷御取引可被下
 候様奉願上候 以上

安政二卯年正月

小倉織荷受屋中

年 行

司

御得意御衆中

定

一先年ヨリ兼テ申上置候通り小倉織巾尺不同疵難等御改可被下筈ノ處近年又々猥
リニ相成候左候而ハ御互ニ直段不引合ニ可相成其上荷物不揃ニ至リ候テハ歎ケ
敷次第ニ付今般申談候改尺左ノ通り

一 小倉着尺ハ 二丈八尺 巾九寸五分

一 袴地 二丈 巾九寸三分 二丈五尺 巾全斷

一 男帶地 一丈物 巾五寸五分 二丈モノ 巾五寸

一 女帶地 一丈五寸 巾八寸五分

右ノ通り急度相改可被下疵難奥落又ハ色變リ等精々御吟味ノ上爲御登被下度候尤
モ右ノ譯御機屋御衆中へ篤ト御引合可被下候

一此度荷請屋中申談万端相改嚴重正路ニ取引仕リ彌増手廣ニ相成候様仕度候間向
後疵難無尺物等有之候ハ、幾年立チ候共代銀ニ利息相加へ御返却ノ上其品差戻
シ可申候萬一双方共不實ノ儀ハ勿論申合通り相背候方候ハ、早速年行司迄御申
越可被下候一統相談ノ上急度取締可申候右御了知ノ上永續御取引仕度候以上
安政二卯年正月

大阪

小倉織物荷請屋中

年 行

司

御荷主御衆中

御中買御衆中

右ノ通り家別ニ店先へ貼置客方國方兩書付ノ趣銘々承知御堅ク相守リ可申事
一諸品共相場ノ儀ハ大阪表ノ氣配ニ依テ諸國共高下有之候儀御座候故其時ノ掛合
格別高直ノ品モ相見へ申候ハ、一統申談國方へ申遣シ正路ノ直段ニ引下方可仕
候事

一 小倉織其外諸品織元ヨリ買入ノ儀ハ先ヅ前年ヨリ現金仕入ニ付賣捌方モ同様ニ仕來候處近來延銀ニ相成一統不引合ニ付向後現銀賣ノ外仕間敷候
 右様取極ノ上ハ相成ル丈ケ薄口錢ニテ正路ノ取引手廣ニ仕度候事
 一 賣先相對相違ノ方ヘハ一統相談ノ上取引致間敷候事

但シ不拂又ハ利害ノ儀申サレ候方モ候ハ、當人ヨリ精々引合ニ及ビ行届ケ兼候時ハ其趣キ年行司ヘ申出組合相談ノ上右ノ仁國處名前書家別ニ貼置一統取引致間敷事

一 國方荷主衆中登阪シ當組合規定書等相見セ會得爲致候上別紙一冊印形可申受置候事新規ニ小倉類持登リ渡世相始被申候共組合中何方ヘ被來候共一應其時ノ年行司方ヘ呼寄委細承リ其後一同披露後差支無之候ハ、規定書相見セ別紙一冊印形申受候上取引相始可申候事

一 荷主衆中ヨリ當組内ノ外又ハ諸國登リ客等ヘ直賣致銘々差障リニ相成候ハ、其仁一統取引致間敷候事

一 毎年春秋兩度一統參會シ其席ニ於テ當組合ハ申スニ不及賣先買先共風紀宜シカ

ラズ譯柄等一同ヘ及披露相談ノ上萬端取締可申候尤參會當日不參ナク出席可仕候萬一餘儀ナク差支モ有之候ハ、代人差出シ可申候其席ニ於テ都テ取締候事不參ノ方ヨリ後日故障被申候共決而取敢不申候事尤當日入用トシテ一人前六夕定但シ酒蠟燭別段ノ事

一 當組合ヘ新加入ノ方有之候ハ、一統相談ノ上差支無之バ加入爲致不申候尤一統ノ内差支等有之候ニ於テハ御斷可申候

但シ新加入ノ方ヨリ一統ヘ振舞料並ニ積銀トシテ銀二十夕出銀收納可致候事一年行司順番半期替リ二人當相勤可申候事

一 當組内ニ自然近火失火等有之候節ハ相互ニ早速馳付ケ可申候事

一 當組内一統相互實意ヲ以テ懇意ヲ結候ニ付テハ諸祝儀不幸等有之候ハ、行司ヘ申出夫レヨリ一統ヘ披露可致候事

但シ

養子

嫁取

普請宅替へ

家屋敷買得

後讓名前替

右慶事ノ節爲歎料惣中ヨリ金壹兩差送可事

但シ當家ヨリ使ノ者へ祝儀銀一兩定メ

相續人元服

年賀

右同斷金二百匹

但シ同銀二匁定メ

香儀金百匹

但シ相互手傳等致可申野送ノ節麻上下着用

一手代共荷主へ内分ニテ買物代ノ内口錢等相願候共決シテ取敢不申被下候筈ニ付

右様ノ儀ハ勿論召使ノ者不埒等仕暇替候者へ荷主ヨリ取引及浮貸ニテモ爲致候儀等後日相顯候ハツ一統申合セ其荷主へハ取引致間敷候事

附組合内ニテ手代共内分取引ハ勿論浮貸等相願候共決シテ取敢申間敷事

一暇出シ候者外方へ被抱此者ノ手引ニテ新規小倉織賣買相始候先へ荷主中ヨリ取引爲致候ハツ一統ノ差支ニ相成候間右様ノ儀尙有之候ハツ其荷主へ一統取引致

間敷候事尤モ抱候者ハ速ニ暇差出サレ候共其後引續キ全商賣被致候節ハ右同様ニ有之候事

一風儀宜シカラズ客人殘銀其儘棄置キ又外ニテ仕入致候事相知候ハツ一統へ書付

ヲ可相廻候ハツ仕入ニ被登候節ハ相互ニ爲知合候様可致候事

右申談ノ條々一統承知仕屹度相守可申候自然右申談ニ相背候方有之候ハツ一統相

談ノ上組合相除キ可申候間其節違背被申間敷候爲其銘之印形依如件

安政二卯年正月

當組合連中

池田喜兵衛

上野屋與兵衛

東屋和三郎

高砂屋長兵衛
 金屋恒七
 百足屋茂助
 中本屋徳右衛門
 代理傳兵衛

一國方荷主ヨリ申請候正札等ハ別帳ニ御認被下度候印形申請度存候
 國方張紙略之

右張紙書附之趣屹度致承知堅相守可申候事

但シ疵難無尺物等有之候得者幾年相立ち候共代銀に利足を加へ差戻し候上に
 戻り代呂物請取申可候事

一御組内之衆中店方手代小者等暇被遣候者に一切取引仕間敷候得者相動め被居候
 内にて其主人に内證取引者勿論都而含みの事等決して仕間敷候事
 一御組中賣先御當地は勿論他國々持參御當地に滞留被致候方へも一切直賣致間敷

候事

些少にても取引仕候は御組中取引不被下候趣き兼而承知仕候事

一御組内御申談約定書等とも熟談の上致承知候に付萬端相背申間敷候事
 右之通り議定相違無御座候爲其銘々印形依而如件

安政二卯年正月

備前小倉荷主連名

長久講式目

一從

御公儀様被仰出候

御法度之段堅相守可申事

一御得意並買先不實之取引仕間敷候事

長久講取締一條定

一備前小倉帶地

壹丈 貳丈 壹丈物 二丈物 五寸五分 五寸

一同幅

一著尺

二丈八尺

一袴地

二丈四尺

右は古來より有來候尺巾の趣猥りに相成候先年相談取究り一端相直り候得共年限相直又候近來猥りに相成り尺物多有之客方甚不請にて相互に商賈不繁榮之〇〇に被成候に付向後も尺物に金違奥落相違の品取扱不仕候此段銘々御心得仕入方吟味之上取引可致候事

一銘々得意先取引之義は相互に指障り無之様平生可相心得候事

一長久講内に近隣失火有之候節は相互に早速下人共召連れ馳付可申事

一銘々召遣ひ手代並下人たりとも不埒等仕亦者不勝手に付暇遣し候もの假令日雇に候共召抱申間敷候事

一手代共荷主へ内分にて買物代の内に銀杯相願候共決而取上げ不被下様若自然右様の事有之後日相罪候はゞ一統申合せ其荷主へ取引は勿論浮貸にても頼み候共決して取合不申様可致候事

一銘々手代並下人たり共不埒等仕又は不勝手に付暇遣候者へ荷主中より取引は勿

論浮貸にても被致候事相知れ候はゞ長久講一統其荷主の小倉決して買取間敷候

一暇替し候へ者外方へ被抱此者の手引にて新規に小倉商賈相始候先へ荷主中より取

引被致候ては一統の差支に相成候間右様の事柄有之共荷主の小倉一統買取間敷候被抱候者暇被出候跡引續き小倉商賈被致候共荷主中より跡々迄取引不被致様

兼而荷主へ可申置事

一風儀悪敷候客人殘銀其儘捨置又は外にて仕入致候事相知れ候はゞ書附を相廻し

置き又候仕入に登り候節内分にて夫々相知らせ可申様致候事

一都而寄合之席に於て取極致し候儀不承知等後日彼是故障被申候共決して取上不申候事

右申談の條々一統承知仕候上は屹度相守可申候自然右前書中談儀相背き候人有之候得者長久講一統相談之上相除可申候間其節違背仕間敷候爲其銘々印形仍而如件

弘化四年未七月

小倉屋長久講

池田屋喜兵衛
 上野屋與兵衛
 高砂屋長兵衛
 東屋和三郎
 金屋恒七
 百足屋茂助
 中本屋徳右衛門
 白尾屋喜造
 東屋和七郎
 金屋常助
 三原屋幸兵衛
 中本屋徳兵衛
 有城屋孫左衛門
 平野屋平十郎

一札
 一賣渡候小倉無尺又は底有之候は、幾年相立ち候とも請取代銀御返済可申候
 一御召遣之手代衆私共へ口錢ケ間敷儀は勿論小倉取引並浮貸等内分にて依頼候共
 一切取合不申候自然右様の事御座候は、如何様の御取引被下候共其時一言の申

中金屋佐兵衛
 播磨屋孫吉
 綿屋源兵衛
 見附屋森右衛門
 今屋勘吉
 阿満屋清吉
 奈加屋正吉
 油屋庄八
 油屋與十郎
 高田屋金七

分無御座候

一暇御出被成候手代衆並下人たり共小倉取引は勿論浮貸等も一切致間敷候
 一暇御出被成候人外方へ被抱此人の手を以て小倉商賣新規に相始め候先へは私共
 少しも取引致間敷候候令其人暇被出候へ共跡々迄其家取引は決して致間敷候
 萬一相背き御定めを通り御取計可被下候爲其一札依而如件

弘化四年丁未七月

備前小倉荷主

- 白尾屋善造
- 東屋和七郎
- 金屋常助
- 三原屋幸兵衛
- 中本屋徳兵衛門
- 有城屋孫左衛門
- 平野屋平十郎

- 中島屋徳三郎
- 播磨屋源吉
- 綿屋源兵衛
- 見附屋森右衛門
- 今屋勘吉
- 阿満屋清吉
- 奈加屋正吉
- 油屋庄八
- 油屋與十郎
- 高田屋金七

覺

右の通り一統相談の上取極國方荷主衆より夫々印形申請候處引續き備前小倉類備
 前様へ一手御買上げに相成當地○の屋舗へ爲御登に相成夫々當地國産小倉賣捌會

所相建書銘々共御引受買取可申旨被仰聞一統承知仕候右に付備前荷主衆壹人も小倉持登り御差留相成依つて此帳面通り取極度難申相成候然る處小倉織巾尺等又々猥りに相成無尺物底物等多分出來且は萬端不極りの儀も有之に付左候は、小倉荷不捌に至直段等も不引合に相成候ては歎ヶ敷次第に奉存安政二卯年正月十五日上野屋長兵衛方より發起仕仲間取締仕度旨一統へ相披露候處一同御承知に付北福屋又助御宅一統寄合相談の上取極仕候則別紙議定帳面并國方荷主議定書帳面通取極め且つは仲間張紙又國方荷主衆へも張紙取引已來取引の約束一札印形申請當地一同より約定書相渡し置候上は萬端議定通り屹度相守可申事猶亦備前産物御會所へも張紙共被相渡夫々其掛りの方へ張紙致以後巾尺疵難等屹度御改に相成候様願度奉存候事

一當組合年行司の定左に

卯年春

上野屋與兵衛
高砂屋長兵衛

卯年秋

金屋恒七
參人

池田屋喜兵衛
中本屋徳右衛門

辰之年春

東屋和三郎
百足屋義助

右之通り順番半季替りに年行司相勤可申候事

一今般仲ヶ間取極一條万端與兵衛方に取計仕候然れ共一々御一同へ相談の上取計仕候事

張紙并諸帳面書認めし儀は金田町金所喜兵衛相認被申候事

一備中荷主衆より當仲ヶ間へ約定一札に印形夫々申請候に付當組合荷主衆へ約定書印形相渡し置候則

加島源殿 磯儀殿 白善殿 角利殿 考淺殿
 右五人の衆へ引合いたし張紙十三枚並約條書本壹冊相渡し置候右衆中歸國の上
 國方荷主一同へ披露可被致等の事
 一備前産物會所并に藏元榮屋助次郎支配人

規定

一從來小倉織類持登り商内仕罷在候處猶今般改正致し其組中へ不殘御買取可被下
 儀に付依而御當地外店は不申及滯留の客又は銘々留り宿元へ被來候共決而取引
 仕間敷候事
 一今般改正致正路直實營業仕り候就ては猶々品物相吟不實の所業致間敷若疵難無
 尺物等有之候は、幾年相立ち候共其品受取代金御返却可仕候事
 一御地組内御召遣の内暇出候仁自儘に取引致吳候様申出候儀は勿論外店へ召被抱
 其手引にて申來り候共決して取引致間敷候事
 一其御組御銘々召遣手代衆中へ内證取引含事は勿論御組内不奉公の仁有之候共私
 組内へ召抱の儀決して致間敷候事

一新規に小倉織持ち登り候仁有之候節は國元にて取締り申出差支無之候へ共組内
 へ加入爲致其趣御地取締へ申出候間其上御取引被成可被下事
 右之通り決定相成候は萬一違背仕候儀有之候は、其節積立金拾五圓御組内へ差出
 御一統無取引に被成下候共一言之申分無之候爲其銘々連印依而如件

安政五年二月

- | | |
|--------------|----------|
| 高田屋 金七 | 備中屋 半右衛門 |
| 東屋 和三郎 | 兒島屋 幸吉 |
| 福本屋 平治右衛門 | 加島屋 源兵衛 |
| 彦崎屋 淺右衛門 | 兒島屋 増右衛門 |
| 平野屋 平十郎 | 新屋 春次郎 |
| 中屋 新五郎 | 池田屋 文之丞 |
| 若屋 元藏 | 備中屋 愛次 |
| 平野屋 平十郎 代常太郎 | 片岡屋 利喜藏 |
| 谷屋 龜五郎 | 山下屋 五兵衛 |

花屋 辨次郎
今田 屋春吉
山本 屋幸三郎
白尾 屋善造

金田 屋傳造
磯屋 儀兵衛
廣畑 屋卯太郎
藤戶 屋甚助

安政年間ニ於ケル大阪ノ重ナル問屋業者

池田 屋喜兵衛
東屋 和三郎
金屋 恒七
中本 屋徳右衛門

上野 屋與兵衛
高砂 屋長兵衛
百足 屋茂助

現今大阪ノ重ナル問屋業者

大阪市東區本町三丁目
全 備後町五丁目

佐藤 支店
那須 藤商店

全 全 北久太郎町二丁目
全 北區老松町
全 東區本町二丁目
全 南本町二丁目
全 全 三丁目
全 東區備後町一丁目

高砂 長兵衛
尾崎 邦藏支店
小杉 佐兵衛
小野 廉次郎
三宅 嘉七
和田 保合資會社

現今郡内重ナル問屋業者

小田村 大字稗田
灘崎村 大字迫川
小田村 大字小川
灘崎村 大字迫川
小田村 大字稗田

片山 徳次郎
那須 藤仕入部
兒島 織物合資會社
佐藤 支店
備前 雲齋販賣組合

(イロハ順)

全 染色業者

琴浦町大字上村
灘崎村大字彦崎

土岐染工場
染工場

三二

安政年間ニ於ケル郡内主ナル織物製造業者

高田屋 金七
兒島屋 幸吉
彦崎屋 清右衛門
新屋 春次郎
谷屋 龜五郎
金田屋 傳造
山本屋 幸三郎
藤戸屋 甚助
前原屋 忠右衛門
備中屋 半右衛門

兒島屋 増右衛門
中屋 新五郎
山下屋 五兵衛
今田屋 春吉
廣畑屋 卯三郎
若屋 元造
片岡屋 利喜藏
東屋 和七郎
加島屋 源兵衛
平野屋 平十郎

福本屋 平治右衛門
花屋 辨次郎
白尾屋 善造

池田屋 文之丞
磯屋 儀兵衛
備中屋 愛次

現今郡内重ナル織物製造業者

輸出ノ部

琴浦町大字田ノ口
全
全
全
全
大字上村
大字引網
琴浦町大字下村
郷内村大字尾原
内地ノ部

尾崎織物株式會社
與田銀工廠
尾崎邦藏
佐藤支店
内藤喜一
柏野菊太郎
古市建太郎

三三

灘崎村大字迫川
 琴浦町大字田ノ口
 郷内村大字木見
 八濱町大字八濱

大野織物合資會社
 石井熊次郎
 山田角次郎
 兒島養貝株式會社機物部

◆備前織物の種類、産額、販路

◇種類 郡内織物の種類は甚だ多種に互れりされども其重なる製産は約三十餘種なりとす

綿織物には着尺、袴地、前掛地、紺木綿、白木綿、色木綿、底張木綿、小倉帯、眞田紐、雲齋、足卷雲齋、色雲齋、刺底、帆前掛、洋服地、厚司、花緒地、防水布、タオル、女生袴、兵兒帯、蚊帳地、帯子、袋物、眞田帯、韓人紐、腿帯子、辨髮紐、愛國布、ポプリン、クレツクステープ、靴紐
 絹綿交織には着尺、袴地、前掛地、小倉帯、眞田紐類、帯子、丸眞田、眞田帯等なりとす

◇産額

最近五ヶ年間の産額左の如し

自大正二年 至大正六年 五箇年産額表

綿織之部

品名	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年
着尺反	三四、三五四、三〇二	一九七、三四三、七〇七	二二〇、九三〇、四八九	二二四、三六一、四〇〇	二二六、六三、九六〇
全 疋	三、五三六、三四〇	四、九一六、八一四	二、一四四、三二七	一、三〇三、五〇〇	一、〇六八、七二〇
袴地反	一一〇、四五八、六二七	六八、三九一、〇七六	八五、九三五、八四九	一一七、三三四、五〇〇	一一二、二三八、六一八
全 疋	一一〇、九〇八、二〇五	一一一、六六八、九四四	一五一、五七三、七五九	二〇五、四七五、六〇〇	二〇三、四、八八六、三二五
前掛地反	四、〇三二、八七五	三、八三五、六二四	一、八二二、五四九	一、〇三二、八〇〇	一九七、〇〇〇
全 束	五三、一三五、七四二	三八、〇九七、六四八	二〇、六二五、六八六	二五、三九七、九〇〇	四一、〇七九、〇三八

紺木綿	反	二〇、九四五、五二〇	八九三、三七四	七九八、八〇八	三三〇、七二〇	四八〇、四六五
全	疋	二〇、九四五、二〇一	二〇、八八二、六二六	二二、七九九、三八八	二五、四六七、二〇〇	四五、五〇七、八五〇
白木綿	反	三、五〇〇、九二〇	二、五九二、四八〇	三三四、四三三	二二二、〇〇〇	六六一、三九八
全	疋	一三、〇七二、〇九八	一二、〇二六、五四六	一〇、一五二、九一五	七、〇七七、六〇〇	四、四三四、二七〇
色木綿	反	一、五八三、六八〇	一、四六一、八九六	一、〇三五、九三〇	七七九、一〇〇	四二、三四五
全	疋	六二七、二四八	五八四、二八〇	一三、〇五〇	三四〇、五五〇	
底張木綿	反	一、七二五、八三四	一一四、八二九			
小倉帶	本	五六、五九九、九四八	四七、三三三、三九五	三六、八〇一、〇〇九	三一、一八三、二〇〇	三四、七二一、三四三
全	疋	九二六、六四〇	一一一、三二〇	三四〇、七六九	三四二、七五〇	五三、一〇〇
切真田	本	一六、四九五、〇八五	二〇、七三七、八四五	一九、六二九、〇一六	二二、二〇五、六〇〇	五八、三三三、二〇五

丸真田	丸	一三、八二七、六六〇	一一、五四四、七〇三	一三、九五九、二九六	四〇、八四〇、〇〇〇	二一、六〇五、七八三
一丈真田	本	一五、二五〇、七七一	一四、六〇七、九七四	一五、四一一、七〇七	二七、二〇〇、二五〇	二八、九六五、六二五
寸紐	本	二三、一九八、〇七〇	二三、三〇六、二八〇	四四、一七三、四〇三	七四、一五四、一六〇	七八、二九、九七五
雲齋	反	一五九、五三五、四四〇	一五八、一一四、四一三	一〇七、六八四、六六六	一〇五、二七六、二五〇	八七、一八九、一三五
足卷雲齋	丸	一三、二七二、九二二	一、七〇六、一一四	三三、六一八、三一八	一一七、九一六、四〇〇	三二七、五〇五、〇六一
色雲齋	反	四、九七〇、四五九	一、七〇六、一一四	一三、一〇八、五八八	五三、一四四、八五〇	一一、八二一、五五〇
刺底	反	二五一、〇〇三、四三七	二七一、三〇六、二八〇	二五七、九五七、九四六	二六四、七三五、二四〇	五四一、九八六、四七四
帆前掛	枚	八五二、四二〇	四二四、七七六	二二七、五四六	三三六、四二〇	三五二、九二五
洋服地	反	六四、〇九三、二九〇	八〇、五四七、六六三	六〇、四七七、二六八	五三、四九七、六〇〇	四四、二〇一、五三〇
全	疋	六、〇〇四、〇三六	一四、七二三、六五七	一三、六一八、六六四	一三六、八五七、六〇〇	三五〇、六五七、九一五

品名	絹綿交織之部				
	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年
縮小倉疋	一九八、一八八				五二、五〇〇
袴地疋	一三、六五三	一七三、八二六	二二六、九七三		
紺小倉疋					二〇四、〇三四、一五八
輪出小倉疋					
色小倉疋	七、二〇〇				
合計疋	一、二六三、二五八 三五五	一、二〇四、三三三 九九九	一、〇八四、九六二 九〇四	一、六一八、五〇九 八一〇	二、七六六、八二〇 九八七
着尺反	四、三五、三八	一、九四二、〇一九	一、三〇〇、四一五	六〇九、四〇〇	五〇三、〇〇〇

着尺疋	三四三、七六四	一九、二一〇	一、六六六、二四二	一一、〇〇〇	六八、〇〇〇
袴地反	四、四四〇、一三二	三、〇六一、六二〇	一、六六六、二四二	一一六、〇〇〇	
前掛地束	八三三、四六〇	三三三、一六八			
小倉帶本	三八、八六九、〇七六	二二、七七七、六四六	二四、三三三、四九九	一四、六九五、二〇〇	二七、九〇六、〇五三
切真田本	一〇一、一四二、六三七	一九、一四〇、七五二	一六、二八三、四二二	一三、一六五、一〇〇	一八、八〇五、七一八
丸真田丸				四八、〇〇〇	三〇、五〇〇
一丈真田本	六三、九一二、一三六	五五、四四九、六六六	三五、一三五、九一〇	三七、〇四一、二〇〇	七七、〇八三、三七五
寸紐本	一一、〇六九、〇一三	一〇、五三九、五二五	六、九八四、三四五	四、五二五、六八〇	六、〇〇七、五〇〇
合計	一三四、一三五、五四六	一一三、二三四、九〇六	八五、六九三、八三二	八〇、三二一、五八〇	一三〇、四〇四、一四六

と稱し價格の百分の三を扣除するの習慣あり右問屋及び製造家は概ね大阪商人の手を経て全國各地へ販出さるゝもの約八割と見るべし殘餘の二割は地方行商人の手を経て近縣各地に販賣せらるゝものとす

◇販路（輸出向） 腿帶子、愛國布、ポプリン等の如き織物は重なる製造家に於て直接支那の特約店へ輸出せらるゝものにして數年前より盛に製織せらるゝ、足巻雲齋の如きは其始め支那軍隊用として輸出せられ現今は殆んど内地の需用に應じつゝあり又近年頗に其生産額を激増せる洋服地紡小倉の如きは大阪商人の手を介して露西亞へ輸出せられつゝあり

◇輸出織物ニ於ケル各地ノ支店若クハ特約店

滿洲	奉天	柏野	洋行	内藤	洋行
全	大連	永順	洋行	角田	洋行

直隸省	天津	小村	洋行	高田	洋行
山東省	濟南府	日華	洋行		
全	青島	三井物産株式會社			
湖北省	漢口	小瀬	木洋行	三井物産株式會社	
江蘇省	上海	町田	洋行	伊藤	洋行
		日華	洋行	三井物産株式會社	
		會和	洋行	古市	洋行支店
		伊藤	洋行	山下	洋行支店

◇原絲仕入先

大阪市東區南本町	田	附	糸	店
全 東區備後町二丁目	前	川	善	三郎
全 南區久太郎町二丁目	不	破	糸	店

大阪市東區安土町二丁目
 全 南區久太郎町二丁目
 全 東區南本町二丁目
 全 東區安土町三丁目
 全 東區北久太郎町一丁目

伊藤忠合資會社
 八木商店
 豐島久七
 岩田惣三郎
 戶田榮藏商店
 竹中商店
 愛媛紡績株式會社
 山陽紡績株式會社
 日本紡績株式會社
 尼崎紡績株式會社
 鐘淵紡績株式會社
 東洋紡績株式會社
 攝津紡績株式會社

五〇

◇染料仕入先

鎌信洋行
 テラカンブ商會
 バイエル商會
 ハーアールレンス社
 山田染料商會
 岡本染料店
 大同藍株式會社
 森六染料店
 横山直藥店
 與田銀染料製造部
 出石藥店

カールローデ商會
 カセラ染料商會
 稻畑染料店
 得安合資會社
 丸善藥店
 長瀬染料店
 三木與吉郎
 高橋商店大阪出張所
 大西染料合資會社
 合資會社兒島染料商會

五一

◇動力織機並足踏、手織機使用工場表

工場名	場所	織物種類	織機種類及臺數	原動力種類
大野織物合資會社	灘崎村迫川	男袴地、洋服地	小巾豐田式五十台、廣巾ホプリン式五十台	蒸汽機關 三十五馬力
山田長五郎	全	洋服地	岡戸式、 ^{八台}	同 十七馬力
守田卯太郎	全	綿木綿、男袴地	石丸式廿二台	石油發動機三馬力半
齋藤綱	全	綿木綿、男袴地	岡戸式 十台	蒸汽機關 五馬力
高取重吉	全	男袴地、綿木綿	井桁式六台、小柳式三台、石丸二台	吸入瓦斯發動機 五馬力
三宅庫造	全	男袴地、綿木綿	動力重政季石丸七台	蒸汽機關 八馬力
松井一止	莊内村槌ヶ原	男袴地、綿小倉	池田式 六台	石油發動機 五馬力
依田豊次郎	全	男袴地、洋服地	動力大賀式 三台	水力
依田惠三郎	全	厚司	足踏石丸 一台	水力
兒島養員株式會社織物部	八濱町八濱	足卷雲齋、男袴地、綿小倉	動力豐田式四十台、足踏石丸式九台	蒸汽機關 八馬力

加門昌九郎	八濱町八濱	厚司地	中村式 六台	石油發動機 二馬力半
長谷井利三郎	八濱町大崎	全	岡戸式 四台	全 二馬力
毛利千松	鉢立村番田	袋地	全	全 一馬力半
片沼杣五郎	小田村稗田	刺底、足卷	動力 三台	水力
三宅龜三郎	全	全	足踏中桐 三台	全
片山藤七	全	足卷雲齋	動力千葉 十台	吸入瓦斯 十五馬力
森本佐與	全	雲齋、刺底、寸紐	足踏井上十三台	全 二十馬力
津崎芳太郎	全	雲齋、刺底、寸紐	無名五台、岡戸一台	電力 一馬力
津崎武平	全	雲齋、刺底	中桐三台、岡戸三台	水力
榊原順次郎	全	刺底	動力中田一台、中桐一台、北村一台	水力
津崎熊太郎	全	雲齋、刺底	動力中田 一台	水力
前畑万造	小田村小川	袴地	宮本八台、中田四台、無名六台	電力工場 五馬力
藤井鐵平	小田村小川	袴地	石丸六台、無名六台	電力 二馬力
			丹羽 十九台	蒸汽機關 四馬力半

藤原 谷造	小田村小川	紺木綿	丹羽 四台	蒸汽機關 四馬力半
山本 藤一	藤戶町藤戶	袴地	全 十台	吸入瓦斯 六馬力
三宅 勘一	福田村呼松	雲齋、刺底、足卷	動力原田古田邊 台中桐古北村古	蒸汽機關 十二馬力
金光 恒治	郷内村尾原	全	大賀二十一	吸入瓦斯機關二馬力
古市 益次	全	刺底	大賀 六台	水力
武鐘織物合資會社	會原	全、雲齋	田邊卅豐田三 中村十台丹羽四	蒸汽機關 十三馬力
古市建太郎	尾原	製造販賣、刺底	大賀 十二台	全 十四馬力
石井熊次郎	琴浦町田ノ口	洋服地	中村二十四台	蒸汽機關
岡野梅太郎	全	袴地	豐田二十一	吸入瓦斯機關十馬力
尾崎兄弟商會	全	洋服地、防水布、袴地	中村 七台	蒸汽機關 十八馬力
片山七五郎	小田村稗田	雲齋、刺底	豐田 六台	蒸汽機關
鹽田 玉市	灘崎村迫川	縞木綿	大賀 二十四台	水力及石油發動機
大野 紋三	全	縞木綿、洋服地	北村 二台	

大野 鐵次郎	灘崎村迫川	縞木綿	石丸二十五台	
大野 伊八	全	全	石丸 十台	
大野 役次郎	全	全、洋服地	中桐 十台	
平田松十郎	全	全	丹羽 六台	
橋 辰次郎	全	前掛地	石丸二十三台	
古谷野龜一	全	男袴地	石丸 十五台	
三村岩次郎	全	縞木綿	石丸 十五台	
星島 惣平	全	縞小倉、男袴地、縞木綿	石丸 十五台	
余傳信太郎	全	縞小倉、男袴地	石丸 十五台	
大賀元太郎	全	男袴地	石丸 十五台	
三輪 慶造	全	男袴地	石丸 十五台	
建部代三郎	全	洋服地	石丸 十五台	
藤原 照治	全	縞小倉	石丸 十五台	

森本幸太郎	莊内村白尾	縞小倉	石丸二十七台
山本平藏	八濱町八濱	男袴地	石丸十台
青山梅治	全	全、厚司地	無名六台
杉野禮次郎	銚立村番田	縞小倉	石丸十三台
古市關次郎	小田村稗田	足卷雲齋	井桁十一台
柘野合資會社	小田村小川	紺木綿	丹羽十二台
中島紋吉	灘崎村彦崎	着尺、袴地、洋服地	石丸廣市五台
山田角次郎	郷内村木見	雲齋、刺底	石丸小市十六台
木村喜一郎	全	全	大賀二十八台
兒島織物會社	小田村大字小川	販賣業及袴地、帶地、洋服地	大賀十四台
松三莫大	琴浦町上村	紺木綿	石丸二十二台
合資會社	全	小倉、眞田、寸紐	豐田二十台
山本岩	全	全	手織五台
岡田嘉三郎	全	全	全
			水力

石井利吉	琴浦町田ノ口	寸紐、切眞田	無名二台
明石歡太郎	全	花紡、前掛、小倉、眞田	手織十一台
難波愛治	全	小倉、眞田、寸紐	全十台
明石常太郎	全	前掛、眞田、寸紐、花紡	全六台
河合舜一	全	袴地、洋服地、前掛、花紡	全二台
河合幸三郎	全	小倉、眞田、前掛	全十一台
河合藤吉	全	寸紐、眞田	全四名
高岩友十	全	切眞田、小供帶	全十台
藤原孫太	全	眞田、小倉、前掛	石丸七台
石原金吉	全	クレツクスアープ	手織九台
窪田五平	全	全、洋服地	石丸六台
松井松三郎	全	足卷雲齋	井上五台
西原柳吉	全	小倉帶、眞田帶	桐川五台
			手織四台

窪田 惣吉	琴浦町引網	小倉、眞田帯	手織	八台	
窪田坂太郎	全	洋服地、袴地、小倉帯	石丸、廣巾	十台	
松井 武平	全	小倉、眞田帯	小巾	七台	
石原 五一	全	足卷雲齋	井上	十台	
清松社機物工場	全	洋燈芯	相川	十五台	
武部松太郎	莊内村長尾	縞小倉	動力大賀	六台	
與田銀工場	琴浦町田ノ口	ポプリン帯子	足踏石丸	七台	
尾崎機物株式會社	全	帶子	機踏二十台	外手機	
尾崎 邦藏	全	全	千五百台	足踏百台	蒸汽機關 五十馬力
柏野菊太郎	全	全	帶子足踏機	二百台	蒸汽機關 三十馬力
難波信太郎	全	全	外手機	二百台	
古市建太郎	全	全	帶子足踏機	二百台	
山下熊三郎	全	全	外手機	二百台	
	林		外手機	五十台	

内藤 喜一 琴浦町引網 全

内ナシ 外手機 六百台

◆工業組織の一斑

我が郡工業の歴史は起源古く寛政年間にして始めは家内工業として漸次隆興の域に進み現時の進運に向ひたるものなり由來本郡が其地勢上多く工業地として利を占むる所以に外ならず即ち工業組織の一斑は家内工業に起り世運に伴ひ人智の開發により織機の改良製産の増率に便を得るに至りて手織機を足踏機に或は動力機に順次之れを改善し尙社會の趨勢に随伴すべき工場施設を爲し職工の雇備各般の計畫を企て現在に於て織機百臺以上を有する工場三箇所其他五十臺、三十臺、十臺を有する大小各工場總數は實に三百十五箇所及び職工數六千六百五十九名を算す。而して組合は製品の統一を圖り粗製濫造の弊を矯め一面組合員に對しては染職上に關する試験、分析、鑑定の實地指導を行ひ見本品成績參考品の配布製作技術上の質議應答に至る迄必須事項を網羅し徒弟の養成等苟も斯業に係る改善指導

の機關を完備し各當業者の發奮努力と相待ち機業界の趨向に適はんことを期せり更に一般織物に係る要項の梗概を記せば左の如し

◇原料糸 製織用の原料糸は往古備中連島及淡路方面より手紡糸を買入れ用ひられしが文政年間手紡糸に代ゆるに輸入の唐糸を用ひ明治十二三年の頃瓦斯糸の輸入を見るに至り同二十三年の頃は内地に紡績事業の勃興するあり内外の紡績糸の供給自由を得るを以て一面着尺用には瓦斯糸の使用亦増加を示したるものにて現時は原料糸を重に大阪市場に需めつゝあり

◇原料 染色用染料としての紺染は古來正藍其他の植物性間接染料を用ひ或は木葉、草根又は赤土を以て染料に交へたる時代は最も古き歴史にして明治初年鹽基性染料出づるに至り當業者は終に其用法を辨せず單に外觀の美を好み濫用の弊に陥りたり後明治二十三年頃直接染料の輸入せるも色澤前者に遜色あるより多く鹽基性のもを用ひしが今は褪色の嫌あると一方時世の進化に伴ふ化學上の應用技術漸く精功を要求するに至り同三十七八年には硫化染料の地染に鹽基性の上染を施すの方法廣く行はるゝあり其後同業組合設立に連れ染法の研究講習等によ

りて當業者も亦大に染料の使用方法を改善さるゝあり爾來染料の多くは獨逸製品を阪神地方商人によりて購入するに到りたり然るに歐洲戰戈のために輸入杜絶の結果内地製品によるの外なく郡内與田銀其他十數箇所にて製造せる染料漸く續出し品質の改善を加へらるゝ等現時漸く精良品と認められたるものゝ供給を仰ぎつゝあり先是明治三十五六年の頃原系光澤用に苛性曹達マーゼラス法を施すにシルケットと稱し爾後盛に使用せられたるものなり

◇撚糸業 撚糸は往年舊式の水車動力により各地共に盛に作業せられたるが大正三年中莊内村大野幸太郎氏新式の輪具紡績式撚糸機を据付け動力によりて作業を爲すに至り時代の要求に伴ひ漸次隆興に向ひたり

◇練糸業 練糸は原料糸を精製し光澤加工する方法にして明治四十年九月莊内村大野幸太郎氏の發明特許による練糸機によりて製作せられ現今郡内機織界に重用視せられつゝあり著尺物の隆昌を來したる由因は練糸作業の精功なる効果と信するものなり

◇染色業 染色は紺色は紺屋に其他の色物は各機業家各自染色し居たるが化學

染料の輸入以來當時の紺屋に於けるが如き迂遠の染色方法は全く其跡を絶ち各機業者各自染色したるも時代の要求は幾多の變遷を経て分業的作業を唱ふる時運の推移に伴ひ近時共同染色の必要を認め其大部分は郡内三十餘箇所染色業者に委託するに至れりされども一般の比例は自家染色五對委託五の割合なり

◇整理業 織物の整理作業は最近明治四十一年中莊内村大野幸太郎氏が織物販賣の用務にて大阪其他の地に出張中市場に散見する他府縣製品の精巧なるを見始めて整理機の發明を爲し之れが特許を受け同時に製品加工の初歩を啓き整理作業の實績を當業者に提供せり同四十二年琴浦町に備前織物生産組合設置の必要を認め精巧なる機械によりて之れが加工を爲し其後灘崎村迫川山田淺三郎氏亦簡易なる一種の整理加工機械により營業しつゝありしが大正三年本組合の附屬事業の一として染織研究所設立と同時に各機の機械を購入し尙本縣立工業學校染織科全部廢止の際同機一切の機械器具貸下の恩典により且つ大野幸太郎氏より整理機械の寄贈を受け完全なる整理工場をも形成し爾來當業の爲めに試験染織を行ひて業界に其範を示し一般織物作業の上に一段の精華を放つべき機運に到達したるものなり

なり

◇織機業 往古は高機と稱し舊式手機を用ひ明治二十七年灘崎村迫川大野彌市氏の設立による大野織物會社にて製品の改良をなすの目的にて尾州一宮地方に使用したる「ボタン」式と稱する機を据付けたり其機の輕便を以て一時一般に流行の風を爲し後明治四十年足踏機各地に行はれ次いで動力併用機を使用するに至りたるが就中從來最も多く使用せらるゝ機としては池田、重政、豊田、中村、丹羽の各種式にして昨今灘崎村迫川に於て岡戸式、石丸式の各織機盛に製作され郡内は勿論香川、愛媛兩縣及近府縣に向け賣出し居れるあり本郡製織機の自動的先覺者たる權威を得たるもの亦一般に信せらるゝ所以なりとす

◇職工獎勵法 組合員の雇傭せる職工の獎勵につきては本縣令による職工獎勵規程の外組合に於ても之れが獎勵方法として規程を設け職工の舊弊を防止し優遇の意味に於て雇主と被雇主の係争は勿論其専横を未然に防ぎ善良なる職工の養成に努め一方縣と組合との獎勵の比準を定め勤績者は三年、五年、十年、十五年二十年以上の各階級を定め組合の選奨を先きにし次で縣の選奨に入るべき順序を

以てせり尤も之等の選奨をなす場合は職工の原籍、身分續柄、雇主氏名、賞罰有無、勤続期間、品行、一ヶ年勤情、所得金、貯金又ハ送金の有無、模範となるべき功績其他の必要事項を組合に於て調査し之れを稟議詮衡するものなり

◇職工労働時間、賃銀支給方法、優待方法 職工の労働時間は従來季候の關係晝夜長短を參酌し晝夜十六時間内外なりしも曩に工場法實施の結果晝夜業十四時間以内に改む

職工賃銀支給方法は従來毎年二期（一月、七月）を以て決済せしも之亦工場法實施と共に毎月勘定をなすものあるに至れり

職工優待方法は近來工場主又は雇主が切實に職工の精神教育に重きを置くと共に毎年春秋の好季に際し特に園遊會、遊覽會、運動會其他の方法により従業者慰安の目的を以て實行されつゝあり

◇織物の賣買及納税方法 製品の賣買は郡内仲次業即ち織物販賣業者の手によりて大部分を輸出され生産業者より直接市場に販賣さるゝものは皆無にして其取引は二箇月又は六箇月（即ち半期間）の延取引をなすの舊慣俄かに脱し難く

之れ等取引方法の革新を要望し屢次協議を重ねたるも今尙協定するに至らず織物に關する消費税納税方法は本組合に於て郡内十一箇所の織物貯蔵場を設け同場主任を以て納税責任者たらしめ製産業者は納税責任者の許に豫め自家産額に對する納税引當てとして相當の有價證書其他公債證券等を豫托せしめ僅少の生産者（十圓以下の納税）は大抵現金納付をなさしめ隨時清算を爲すの方法なるにより生産品に對する納税成績良好なり

◆岡山縣輸出織物同業組合

◇組合創立由來 本組合ハ最初備前織物同業組合ニ附屬シタリシガ輸出織物ハ内地織物トハ其生産及營業狀態殊ニ販路ヲ異ニセル結果大正四年十一月前記備前織物同業組合ヨリ分離スルノ同意ヲ受ケ同年十二月十七日本組合發起認可申請ヲ主務官廳ニ提出シ翌年四月十日認可アリ爾後創立總會ヲ開設シ定款ヲ議定シ同年十一月中本組合設置認可申請書ヲ提出シ本年四月九日主務省ヨリ認可アリタリ因ニ當時ノ發起人ハ與田榮七、尾崎金平、尾崎邦藏、西原亦吉、難波信太郎、中

藤喜一、柏野菊太郎、古市建太郎、山下熊三郎ノ八名ナリ

◇組合役員氏名

顧問 尾崎邦藏
 議長 難波信太郎
 組長 片山徳次郎
 古市建太郎
 副組長 尾崎金平
 土岐壽太郎
 同 與田榮七
 内藤喜一
 評議員 尾崎重三郎
 柏野菊太郎
 同 與田銀次郎
 山下熊三郎
 同 尾崎峯三郎
 石井彌平
 同 石井熊太郎
 西原亦吉
 組合會議員 高野藤太郎
 三宅一
 中田操平
 三宅阪重
 清板多次郎
 松井松三郎

◇組合員人名

組合職員氏名
 理事 藤原武一
 大宰逸衛
 大賀忠藏
 角南角三
 松本清一郎
 石井良一
 理事 小坂來藏
 三枝永三郎
 洲脇富次郎
 検査員 建部福次郎
 小橋極一

(大正六年九月一日現在)

業別	町村名	氏名	業別	町村名	氏名
輸出業	琴浦	尾崎邦藏	輸出業	琴浦	内藤喜一
全	全	與田銀次郎	全	全	佐藤仕入部
全	全	尾崎織物株式會社	全	全	柏野菊太郎
全	全	備前帶子株式會社	全	郷内	古市建太郎

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	取次業
全	全	全	全	全	全	全	全	全	赤	全	味	野	
山	山	山	岡	山	松	山	山	山	山	大	黒	光	
本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	森	瀬	岡	
改	増	勘	兼	伊	千	岩	石	香	繁	繁	亦	熊	
次	三	郎	吉	勢	賀	吉	藏	世	三	三	吉	太	
郎	郎	作	吉	吉	三	吉	藏	世	郎	三	吉	太	
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	取次業	
全	全	全	全	全	全	全	下	全	全	全	全	赤	
全	全	全	全	全	全	全	津	全	全	全	全	崎	
岡	永	新	松	魚	洲	永	岡	松	小	大	藤	山	
村	島	谷	本	住	脇	山	村	本	林	森	原	本	
多	東	霜	清	儀	又	丈	リ	國	繁	忠	武	小	
造	平	吉	郎	太	五	四	キ	吉	郎	三	市	一	
造	平	吉	郎	郎	郎	郎	キ	吉	郎	郎	市	郎	

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	取次業
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	琴
清	清	清	三	松	石	内	清	奥	藤	福	窪	清	
板	板	板	宅	井	原	藤	板	田	原	田	田	板	
十	益	貞	安	國	新	小	孫	重	熊	定	芳	久	
一	太	市	郎	三	郎	市	郎	郎	吉	一	吉	吉	
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	取次業	
全	全	小	全	全	全	全	全	全	全	全	全	琴	
全	全	田	全	全	全	全	全	全	全	全	全	浦	
石	岡	松	土	惠	難	柏	高	武	西	石	角	保	
川	野	野	井	美	波	野	岩	下	中	井	南	家	
松	久	萬	源	新	竹	役	辰	高	芳	虎	角	美	
松	吉	平	郎	作	次	次	二	一	三	一	三	之	
松	吉	平	郎	作	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	吉	

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	取次業
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	莊内
大賀龜太郎	大賀勝太郎	尾崎京三郎	高田哲次郎	河合勝三郎	吉田松太郎	難波榮	木村仙吉	木村信市	高野藤太郎	大塚小八	大賀藤太郎	三輪慶三	
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	取次業
全	全	八	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	莊内
三道孫太郎	齋藤定一	藤原菊重	西中源五郎	塚本榮	小橋清二	岡田數雄	三宅槇次郎	山本悅次	井上孝衣	三宅一	岩谷重	大賀八重太	

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	取次業
全	郷内	本莊	福田	全	全	全	全	全	全	本莊	全	全	下津井
古市岩次郎	茅野義太郎	石原楓三	中田操平	能登直吉	森喜四郎	森喜四郎	原喜三郎	小津野淺藏	中山仙吉	森藤三郎	濱田清次郎	竹内鶴太郎	
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	取次業
全	全	全	全	全	莊内	全	灘崎	全	全	全	全	全	郷内
古市武男	松井友得	中山嘉利治	松井重三郎	大賀忠造	依田幾代	大野役次郎	三宅阪重	熊本武平	三澤清助	木村利吉	三澤千賀三	藤原代吉	

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	取次業
宇野	全	全	全	山田	全	全	胸上浦	甲浦	全	全	全	八濱
石井カホ	伊藤樂太	藤原定五郎	藤原捨治	河合光三郎	藤原義右衛門	藤原滿佐	戸田林五郎	安井伍市	藤原重利	小畑辰太郎	藤原万吉	小畑清八
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	取次業
全	日比	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	宇野
與田長太郎	高藤彌太	藤原俊	藤原壽松	藤原喜一郎	岡田勘吉	近藤安衛	近長徳四郎	三宅七五郎	三宅利八	藤原佐平	三宅榮	三宅伊勢松

取次業	莊内	難波小三郎
-----	----	-------

◇組合定款

第壹章 組合名稱及位置

第一條 本組合ハ明治三十二年法律第三十五號重要物産同業組合法ニ依リ設置ス

第二條 本組合ハ岡山縣輸出織物同業組合ト稱ス

第三條 本組合ハ事務所ヲ兒島郡琴浦町ニ置ク

第貳章 組合ノ地區及組織

第四條 本組合ノ地區ハ左ノ如シ

一、兒島郡一圓

第五條 本組合ハ左ノ營業者ヲ以テ組織ス

一、輸出織物販賣業

二、輸出織物製造業

- 三、輸出織物取次業
- 四、輸出織物染色業

但シ前各號ハ當分ノ内腿帶子愛國布綿緞子(ポプリン)ノ三種ニ限り適用スルモノトス

組合地區外ノ者ト雖モ營業ヲ地區内ニ於テ爲ス者ハ組合ニ加入スベシ

第三章 目的及業務

第六條 本組合ハ協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ事業ノ發展並其利益ヲ増進スルヲ目的トス

第七條 本組合ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

- 一、營業上ノ取締及營業品ノ検査
- 二、從業者職工及賃織業者ノ取締
- 三、研究機關ヲ設ケ染織及意匠ノ研究ヲ爲シ並製品ノ整理事業ヲ行フコト
- 四、織物標本及原料品ヲ蒐集シ當業者ノ參考ニ供スルコト
- 五、品評會共進會競技會等ヲ開設スルコト

六、内外博覽會共進會等ノ出品上ニ關スル事務ヲ處理スルコト

七、組合業務上ニ關スル統計表ヲ調製スルコト

八、營業上ニ關シ組合間又ハ組合員外ノモノトノ間ニ起リタル紛議ヲ調停若クハ仲裁判斷スルコト

九、製品ノ市價暴落ヲ豫防スルノ方法ヲ講ズルコト

十、職工及賃織業者ノ收入ヲ確固ニシ是等ノ者ノ離散及轉業ヲ豫防スルノ方法ヲ講ズルコト

十一、商工況ノ視察員ヲ派遣スルコト

十二、官廳ノ諮問ニ答申シ及組合業務上ニ關スル事項ヲ官廳ニ請願又ハ建議スルコト

第四章 組合ノ加入及脱退

第八條 本組合ニ加入セントスル者ハ營業ノ種類及場所ヲ記シ組合事務所ニ届出デ名簿ノ登録及標札ヲ受クベシ

第九條 組合員ハ標札料トシテ金貳拾錢ヲ納附スベシ紛失其他ノ事故ニ依リ再渡

ヲ請フトキモ亦同シ

第十條 組合員ハ廢業若クハ住所氏名ヲ變更シタルトキハ三十日以内ニ其旨ヲ組合事務所ニ届出ヅベシ營業ノ種類ニ變更ヲ生ジタルトキ亦同シ

第十一條 本組合ニ加入シタル法人ハ代表者ヲ定メ組合事務所ニ届出ヅベシ

第十二條 第五條第二項ノ場合ハ組合地區内ニ營業所及代表者ヲ定メ組合事務所ニ届出ヅベシ

第五章

組合員ノ權利義務

第十三條 組合員ハ法令又ハ定款ノ規定アルモノ、外左ノ權利ヲ有ス

- 一、役員又ハ議員、委員ヲ選舉シ又ハ選舉セラル、コト
- 二、組合事務所及會計上ニ就キ組合ニ對シ何時ニテモ帳簿ノ閱覽又ハ説明ヲ求めルコト

第十四條 組合員ハ組合ニ於テ左ノ義務ヲ負擔ス

- 一、組合員ノ經費ヲ負擔スルコト
- 二、組合ノ名譽職ヲ擔任スルコト

三、評議員會ニ於テ織賃糸繰賃若シクハ取次手数料ヲ協定シタルトキハ之レヲ遵守スルコト

四、正當ノ理由ナクシテ組長ノ召喚ヲ拒ムコトヲ得ザルコト

五、組長ノ命ヲ受ケタル事務員ニ對シ營業品其他ノ物件ノ検査ヲ受ケ又ハ提供スルコト

六、組合員ハ組合役員及組長ノ命ヲ受ケタル事務員ニ對シ事實ヲ申述スルコト

七、組合員ハ營業上ニ關シテハ家族雇人ノ所爲ト雖モ其責ニ任ズルコト

八、組合員ハ組合ヨリ物件ニ對シ封印ヲ受ケタルトキハ之ヲ封印ノ儘保管スルコト

九、組合員ハ商取引停止ヲ受ケタル組合員ト商取引スルコトヲ得ザルコト

十、組合會ニ於テ第七章製品規定ヨリ粗悪ナル製品ヲ地區外ニ於テ製造セザルコトヲ協定シタルトキハ之ヲ遵守スベシ

第六章

販賣規程

第十五條 輸出織物製造業者及販賣業者ハ製品ノ賣崩ヲ防グ爲メ必要ト認ムルト

キハ製品ノ賣價ヲ協定スルコトアルベシ
第十六條 前條ノ協定ハ地區外ニ販賣スル製造業者及販賣業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ評議員會之ヲ定ム

第七章 製品規定

第十七條 輸出織物製品規程左ノ如シ

一、腿帶子之部

組織	品目	經系	緯系	墨ノ長	房
平織	鯨尺以下	四二手	三二手二本	鯨尺以下	鯨尺以下同
同	同八分巾	同	同	同八丈	四寸五分以下同
同	一寸巾	同	同	二尺六寸以上	四寸五分以下同
同	寸二巾	同	同	二尺六寸以上	四寸五分同
同	寸六巾	同	同	二尺七寸同	五寸同
同	寸六巾	同	同	二尺八寸同	五寸五分同
同	寸八巾	同	同	二尺九寸同	五寸五分同
同	二寸巾	同	同	三尺同	六寸同

同	二寸巾	同	二〇手二本	三尺一寸同	六寸同
同	二寸巾	同	三〇手三本	三尺一寸同	六寸同
同	二寸三分巾	同	三二手四本	三尺六寸同	八寸同
同	二寸三分巾	同	三二手二本	三尺六寸同	八寸同
同	二寸三分巾	同	二〇手二本	三尺八寸同	八寸同
同	二寸三分巾	同	三二手四本	三尺八寸同	八寸同
同	二寸七分巾	同	三二手二本	三尺九寸同	一尺同
同	二寸七分巾	同	二〇手二本	四尺一寸同	一尺同
同	二寸七分巾	同	三二手四本	四尺一寸同	一尺同
同	三寸巾	同	三〇手四本	五尺三寸同	一尺一寸同
同	二寸巾	六〇手	三〇手三本	三尺一寸同	六寸同
同	二寸三分巾	同	三二手四本	三尺八寸同	八寸同
同	二寸五分巾	同	三〇手五本	四尺六寸同	九寸同
同	二寸七分巾	同	三〇手四本	四尺二寸五分同	一尺同
同	三寸巾	同	三〇手五本	四尺六寸同	九寸同
同	三寸巾	同	三〇手四本	四尺二寸五分同	一尺同
同	三寸巾	同	三〇手五本	四尺六寸同	九寸同

一、前項以外ノモノ

二、規定ノ染色ヲ爲シタルモ技術拙劣ニシテ染揚リ悪シク聲價ノ失墜スルノ虞アルモノ

三、整理ヲ要スル織物ニアリテハ整理不完全ニシテ聲價ヲ失墜スルノ虞アルモノ

不合格品ハ輸出スルコトヲ得ズ

第十九條 地區外製品ナルモ地區内ニ於テ取扱フモノハ總テ地區内ニ於テ製造シタル者ト同一ノ規定ニ依ルモノトス

第二十條 組合員ハ容易ニ褪色又ハ變色シ並糸質ヲ脆弱ナラシムル染料ヲ使用シ染色スルコトヲ得ズ

第二十一條 組合ハ必要ト認ムルトキハ組合員ニ對シ染料及染色方法並工場ヲ指定スルコトアルベシ

第二十二條 前條ノ指定ハ組合會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム

第八章 商標規程

第二十三條 販賣業者ハ自己使用ノ商標甲乙兩種ヲ組合事務所ニ届出ヅベシ

第二十四條 販賣業者ハ壹等品ニハ甲種商標ヲ貳等品ニハ乙種商標ヲ貼付スベシ

第二十五條 販賣業者ハ乙種商標ニ對シテハ製造地及製造者ノ氏名ヲ掲記スルコトヲ得ズ

第九章 營業品検査

第二十六條 組合員ハ検査員ヲシテ營業品及營業ニ關スル其他ノ物件ヲ検査セシムルモノトス

第二十七條 組合員ハ検査ニ對シ異議ヲ唱へ再検査ヲ請求スルコトヲ得ズ

第二十八條 組合員ハ検査ニ對シ不當ト認メタルトキハ事實ヲ證シ組長ニ申告スルコトヲ得

組長前項ノ申告ヲ正當ト認メタルハ他ノ検査員ヲシテ再検査ヲ爲サシムルモノトス

第二十九條 組合ハ検査上必要ト認メタルトキハ營業品ノ提供及切斷等ヲ命ズルコトアルベシ

前項ノ場合ニ於テ營業品ノ不正ナラザルコト判明シタルトキハ物件ノ返附又ハ賠償ヲ爲スベキモノトス

但價格貳拾錢以下ノモノハ此限ニアラズ

第三十條 組合ハ不正品ト認ムルトキハ一時預リ置キ又ハ請書ヲ徴シ封印ヲ施ス事アルベシ

第十章

役員議員及事務員資格權限

第三十一條 本組合ニ左ノ役員議員ヲ置キ任期ハ組長副組長評議員ハ各三ケ年組合代議員ハ二ケ年トシ再選スルコトヲ得

但シ時宜ニ依リ顧問ヲ置クコトヲ得

一、組長

壹名

二、副組長

貳名

三、評議員

拾貳名

四、組合代議員

拾貳名

第三十二條 組長副組長ハ組合會之ヲ選舉ス

評議員及組合代議員ハ組合員之ヲ選舉ス

選舉ノ當選ハ投票ノ多數ニ依ル同數ナル時ハ年長者ヲ取り同年ナレバ抽籤ヲ以テ決ス

第三十三條 投票ハ連記無記名トス

第三十四條 役員ハ成年以上ノ者ニシテ左記ノ事項ニ抵觸セザル者ニ限ル

一、公權剝奪又ハ停止中ノモノ

二、復權セザル破産者及家資分産者

三、無期又ハ六年以上ノ懲役若シクハ禁錮及舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル

モノ

四、本組合ニ於テ違約處分ヲ受ケ確定後一ケ年ヲ經ザルモノ

第三十五條 役員ハ左ノ理由アルニアラザレハ任期中辭職スルコトヲ得ズ

一、精神及身体ニ故障アリテ其職ニ堪ヘザルモノ

二、年齢六十歳以上ノモノ

三、二ケ年以上役員トナリ退職後滿二ケ年ヲ經ズシテ當選シタルモノ

四、前各號ノ外評議員會組合ニ於テ正當ト認メタルモノ
 第三十六條 役員ノ任免ハ主務官廳ノ認可ノ翌日ヨリ効力ヲ生ズルモノトス
 第三十七條 役員ノ定數ニ缺員ヲ生ジタルトキハ缺員トナリタル日ヨリ起算シ六
 十日以内ニ補缺選舉ヲ行フ補缺選舉ニ當選シタル者ハ前任者ノ殘任期間在任ス
 ルモノトス
 第三十八條 役員ヲ増員シタル場合ニ於テ新ニ就任シタル役員ノ任期ハ他ノ役員
 ノ殘任期間在任スルモノトス
 役員ヲ増減シタル場合ハ先ズ補缺ヲ以テ之ニ充テ次ニ抽籤ニ依リ之ヲ行フ
 第三十九條 役員ノ増減ハ主務省官廳ノ認可アリタル日ヨリ起算シ參拾日以内ニ
 之ヲ行フ
 第四十條 役員任期滿了後其職ヲ執ルモノナキ時ハ後任者ノ就任スルマデ尙前任
 者其職ヲ執ルモノトス
 第四十一條 組長ハ組合ヲ統括シ組合ヲ代表シ諸般ノ業務ヲ擔任ス
 副組長ハ組長ノ事務ヲ補佐シ組長事故アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ組長ノ諮詢ニ應ヘ及事務ノ執行ヲ監査シ並正副組長故障アルトキ之ヲ
 代理ス但年長者ヲ以テ之ニ充ツ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 本組合ニ左ノ事務員ヲ置ク

一、理事

二、書記

三、検査員

時宜ニ依リ技術員ヲ置クコトヲ得

第四十三條 事務員ノ職務左ノ如シ
 理事ハ組長ノ命ヲ受ケ庶務ニ從事シ書記ヲ督勵シ書記ハ組長ノ指揮ヲ受ケ庶務

ニ従事ス

検査員ハ組長ノ命ヲ受ケ營業上ニ關スル取締及營業品ノ検査ニ従事ス

技術員ヲ置キタル時ハ技術員ハ染織及意匠ノ研究指導ニ従事ス

第十一章

第四十四條 會議ヲ分チテ組合會評議員會ノ二種トス

第四十五條 組合會ハ通常會臨時ノ貳種トス通常會ハ毎年五月七月壹月ノ三期ニ開キ臨時會ハ組長ニ於テ必要ト認メタル場合又ハ組合代議員定數ノ五分ノ一以上ガ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ示シ招集ヲ請求シタル場合若シクハ評議員會ヨリ招集ヲ請求シタル場合ニ於テ之ヲ開ク

第四十六條 評議員會ニハ組長ノ意見又ハ評議員三分一以上ガ會議目的タル事項及招集ノ理由ヲ示シ招集ヲ請求シタル場合之ヲ開ク

第四十七條 前二條ノ場合ニ於テ組長一週間内ニ招集ノ手續ヲ爲ササル時ハ請求者ハ左ノ行爲ヲナスコトヲ得

一、組合會ニ於テハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコト

二、評議員會ニ於テハ地方長官ノ認可ヲ要セズシテ之レヲ招集スルコト

第四十八條 評議員會ニテ議定ス可キ事項左ノ如シ

一、定款第七條ニ依リ本組合ニ施行スベキ事業

二、組合會ニ附ス可キ議案又ハ報告ノ審査

三、定款並業務ノ執行ニ關スル細則ノ設定及變更

四、豫算各款内費目流用及豫備費支出

五、組合員ノ違約處分並検査員ノ懲戒處分ノ審査

六、營業上ニ關シ組合員間又ハ組合員外ノ者トノ間ニ生ジタル紛議ニ對スル調停及仲裁判斷

七、臨時借入金

八、金額二百圓以上ノ財産ノ購入及賣却

九、理事検査員其他事務員ノ選任及解任

右ノ外組長ニ於テ重要ト認メタル事項

第四十九條 組合會ニ於テ議定ス可キ事項左ノ如シ

一、經費ノ豫算及徴收法

二、決算及業務成績ノ認定

三、定款ノ變更

四、評議員會ニ於テ爲シタル違約處分ニ對スル不服申立ノ決審

五、組長及副組長ノ選舉並組合聯合會代表員ノ選舉

六、組合聯合會ニ加入又ハ脱退

第五十條 會議ノ召集者ハ組合會ハ五日前ニ評議員會ハ三日前ニ會議ノ事項及日時場所ヲ示シ通知スルコトヲ要ス

但シ臨時急施ノ場合ハ此限リニアラズ

第五十一條 會議ハ議員定數ノ半數以上出席スルニアラザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

但同一事項ニツキ召集再度以上ニ涉リ尙ホ半數ニ滿タザルトキハ議員定數ノ三分ノ一以上ノ出席者ヲ以テ會議ヲ開クコトヲ得

第五十二條 會議ノ議決ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

但議長自ラ執行シタル事務ニツキテハ此限ニアラズ

第五十三條 議長ハ決議録ヲ作り左ノ事項ヲ記載シ議長及出席者二人以上之ニ記名捺印ス可シ

一、開會ノ日時及場所

二、議員ノ定數

三、出席者ノ員數

四、議事要項

五、議定シタル事項

六、賛否ノ數

第五十四條 組合會ノ議長ハ組長ヲ以テ之ニ充ツ組長故障アルトキハ評議員ヲ以テ之ニ充ツ

但シ決算ノ報告及業務成績ノ報告ニ當リテハ正副組長トモ故障アルトキハ評議員會ノ議長ハ同議員中ヨリ之レヲ互選ス

第五十五條 本組合ノ會計ハ毎年四月ニ始リ翌年三月ニ終ル毎年一月ヲ以テ翌年度ノ經費收支豫算ヲ議定ス

第五十六條 本組合經費ニ剩餘ヲ生ジタルトキハ積立金トス不足ヲ生ジタルトキハ積立金ヲ以テ補充ス尙不足ノ場合ハ更ニ組合會ニ於テ補充方法ヲ議定ス

第五十七條 組合經費ノ賦課徵收方法ハ左ノ例ニ依ル

- 一、組合員ニ對シテハ組合員割ノ賦課徴收ス
 - 二、販賣業者ニ對シテハ販賣額割ヲ賦課徴收ス
 - 三、製造業者ニ對シテハ産額割ヲ賦課徴收ス
 - 四、染色業者及取次業者ニ對シテハ等級割ヲ賦課徴收ス
- 第五十八條 前條ノ賦課率ハ毎年組合會ノ決議ニヨリテ之ヲ定ム
- 第五十九條 販賣額割及産額割ハ一ケ年ヲ四期ニ分チ每期ノ翌月ニ徴收ス
- 組合員割及等級割ハ毎年四月及十月ニ徴收ス
- 第六十條 經費ノ決算ハ毎年會計年度後貳ケ月以内ニ組合會ノ認定ニ附ス
- 第六十一條 經費ノ豫算ハ主務官廳ノ認可ヲ受ケタルトキ決算ハ主務官廳ニ報告シタルトキ組合員報告ス

第十三章

賃業者又ハ職工並使用人ニ係ル規程

- 第六十二條 組合員ハ賃業者ト賃業契約ヲ締ビ又ハ職工使用人等ニ雇傭契約ヲ締ビタル時ハ拾日以内ニ賃業又ハ被傭者ノ原住所氏名及契約年月日並其期間ヲ具シ組合事務所ニ届出ベシ解約ノ時亦同ジ

前項ノ届出ヲ怠リタル時ハ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

- 第六十三條 組合員ハ他ノ組合員ノ契約ニ係ル賃業者又ハ職工等ヲ其契約者ノ承諾ヲ得ズシテ賃業又ハ使用スルコトヲ得ズ

- 第六十四條 組合ハ賃業者又ハ職工ニシテ左ノ各號ノ一ニ當ル行爲アルトキハ六ケ月ヲ超エザル範圍内ニ於テ賃業依頼者又ハ雇主ニ對シ其賃業又ハ使用ヲ禁止セシムルコトアルベシ

- 一、規定ノ製業又ハ染色ヲ爲サズ訓戒ヲ加フトモ尙ホ改悛ノ見込ナシト認メタルモノ
- 二、職工ヲ誘拐シテ他ノ雇主ニ周旋シタルモノ又ハ逃走若シクハ轉業セシメタルモノ
- 三、壹ケ年内二回以上ニ涉リ工業主ヲ異ニシ前借又ハ借越ヲ爲シ他人ニ損失ヲ蒙ラシメタルモノ
- 四、同盟罷工ヲ爲シ若クハ爲サントシタルモノ又ハ同盟解約ヲ請求シ若クハ請求セントシタルモノ

五、虚偽ノ事實ヲ流布シテ組合員ノ營業ヲ妨害シ又ハ利益ヲ害シタルモノ
六、雇主工場ノ秘密ヲ漏洩シタルモノ

組合ニ於テ停止ノ必要ナルヲ認メタルトキハ之ヲ解除スルコトヲ得

第六十五條 組合員ハ組合ノ指揮ニ依リ解約シタル賃職業者又ハ職工使用人等ハ組合ノ認可ナクシテ賃職又ハ使用スルコトヲ得ズ

第十四章 調停及仲裁判斷

第六十六條 組合員ハ組合員間又ハ組合員外ノ者ト紛議ヲ生ジタル場合ハ其解決ヲ組合ニ請求スルコトヲ得

第六十七條 前條ノ紛議ハ組長當事者双方ノ請求ヲ待チ評議員會ノ諮詢ヲ經テ事件ノ調停若クハ仲裁判斷ヲ爲スモノトス

第六十八條 組長ハ時宜ニ依リ事件ノ解決ヲ顧問ニ附託スル事ヲ得

第六十九條 組長及顧問ノ調停又ハ仲裁判斷ニ對シテハ當事者ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第十五章 顧問

第七十條 顧問ハ組合會ニ於テ之ヲ推選ス

第七十一條 顧問ハ左ノ諮詢ヲ受ク

一、組合事務ニ付重要ナルモノ

二、組合事務ニ付新築擴張セシ場合

三、組合事務ニ付將來ノ施設方針

第七十二條 顧問ハ左ノ事務ヲ行フモノトシ組長ヨリ委託ニ係ル紛議ヲ調停又ハ仲裁判斷スルコト

第七十三條 顧問ハ何時ニテモ會議ニ列シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

但シ決議ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ

第七十四條 顧問ハ組合ヨリ最高ノ待遇ヲ受クルモノトス

第十六章 違約處分

第七十五條 第十二條第十四條第三號乃至第六號第六十三條乃至第六十五條ニ違犯シタル者ハ拾錢以上拾圓未満ノ過怠金ヲ科ス

第七十六條 第十四條第八號第九號第二十九條第一項並第七章製品規程及第八章

商標規定ニ違反シタル者ハ壹圓以上五拾圓未満ノ過怠金ヲ科ス

第七十七條 組合員ニシテ左ノ行爲アルトキハ五圓以上百圓未満ノ過怠金ヲ科ス

一、職工又ハ賃織業者ヲ誘拐シテ之ヲ使用若クハ賃織セシメ又ハ解雇解約若クハ逃走又ハ轉業セシメタルモノ

二、同業罷工ヲ爲サシメ若クハ爲サシメントシタルモノ又ハ同盟解約ヲ請求セシメ若クハ請求セシメントシタルモノ

三、虚偽ノ事實ヲ流布シ組合員ノ營業ヲ妨害シ又ハ利益ヲ害シタルモノ

第七十八條 第十四條第十項第十五條及第十八條第二項ニ違反シタル者ハ五拾圓以上貳百圓未満ノ過怠金ヲ科ス

第七十九條 組合員ニシテ所犯三回以上ニ涉リ又ハ訓戒ヲ加フルモ改悛ノ情ナキ者ト認ムルトキハ違約物件ノ沒收又ハ六ヶ月ヲ超ヘザル範圍内ニ於テ組合員トノ取引ヲ停止スルコトヲ得

第八十條 過怠金ハ一行爲毎ニ併科スルモノトス
但繼續行爲ハ此限リニアラズ

第八十一條 違約處分ハ評議員會ノ評決ヲ得テ組長之ヲ行フ

第八十二條 第七十五條ノ違約處分ハ組長之ヲ專行スルコトヲ得

第八十三條 總テ違約處分ハ理由ヲ明記シタル書面ヲ以テ違約者ニ通告スルモノトス

第八十四條 違約者ハ處分通告ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ過怠金ヲ組合事務所ニ完納ス可シ

第八十五條 不服申立ヲ爲ストキハ其過怠金ニ同ジキ金額ヲ組合事務所ニ供託ス可シ

第八十六條 不服申立アルトキハ組合會ニ於テ其當否ヲ決ス
此決定ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第八十七條 不服申立ニ對シ前ノ處分ガ正當ナリト決定シタルトキハ其供託金ヲ以テ不服申立ニ就キ要シタル費用ニ充ツルコトヲ得

第十七章 定款變更及解散

第八十八條 定款ノ變更ハ組合會ニ於テ議員定數ノ三分ノ二以上ノ同意アルヲ

要ス地區又ハ組合員ノ營業ノ種類ノ増減ニ關スル定款ノ變更ハ重要物産同業組
合法施行規則第二十一條第二項第三項ニ依ルモノトス

第八十九條 組合ノ解散ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

第九十條 組合員ノ解散ヲ命ゼラレタルトキ又ハ組合ヲ解散スルニ決シタルトキ
ハ組合員ヨリ清算人五名ヲ選定シ清算ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

此場合ニ於テ組長ハ一切ノ事務並書類金錢物件等ヲ清算人ニ引繼グベシ
解散ノ場合ニ於ケル組合ノ財産處分ハ總會ノ決議ニ依ル

第九十一條 清算人清算ヲ了シ剩餘金ヲ生ジタルトキハ組合員各個ニ還附シ不足

ヲ生ジタルトキハ各組合員ヨリ追徴ス
第九十二條 前條ノ還附又ハ追徴方法ハ前三ケ年度ニ於テ徵收シタル金額ノ比例

ニ依ルモノトス

第十八章 補則

第九十三條 此定款ノ執行ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム
以上

◆備前織物同業組合

◇組合創立由來 備前織物同業組合創立の起源は今を距る約四十年前既に有
識者間に唱へられたるも其具体的創立の發端は明治十六年にして當時の郡長東馬
安太氏は備前織物の本場たる郡内各種の織物に對する粗製濫造の聲漸く傳へらる
るを憂ひ且製品の統一を圖る爲め部下吏員に命じ組合組織の要旨を當時郡内有力
の戸長重なる當業者等に説示する所ありしも頑迷にして敢て顧慮の念なき當業者
の多數は當局の意志を偲はず却て反對の痛罵を試みたる爲め遂に成立を見るに至
らざりき其後歲月を経て同三十四年頃に至り莊内村大野孝太郎氏は織物販賣業と
して屢次大阪市場に他府縣製品の狀態を見聞し組合設立の急務を感想し且阪地當
業者の勸告に接し之れが實現の第一着歩を進むる爲め自村及隣村(灘崎村附近)を
二區域とし備前小倉精品組合てふ名稱の下に約四五十名の織物業者を叫合し申合
を爲し一定の印章を製品に附することの形式的製品証明を實施し之れを仕向地に
輸出し居たるが同三十五年郡長故松山清心氏は其の方法の稍見るべきものあるも

區域狹少にして單に一部の當業者に限らるゝを遺憾とし郡の殖産興業の開発に意を用ひ郡一圓を地域とする重要物産同業組合法に準據したる組合組織となすべき要綱を諭示さるゝに至り大野幸太郎氏先づ斯界の有力者大野彌市、大野卯吉、大野紋三其他の諸氏に對し屢次之が設立のことを計り種々畫策を凝したるも時運未だ之れを容るゝを許さず反對の氣勢高く進行を見る能はず折柄同三十六年八月下旬莊内村に染織講習會開催に際し郡内琴浦町所在兒島實業補習學校長（染織專攻教師）峰谷清三郎氏講師として講演あるを機とし之れが講習証書授與式の當日に於て地方の重なる當業者等出席せるを機會に郡當局は組合創立の必要を切實に説示する所あり

之れ則ち本組合創立の動機として大野彌市外二十四名の發起賛成者を得たるを以て當時の郡書記故香取俊彦氏の斡旋盡力によりて郡内同業者三分の二以上の同意調印を求め得べき機運に到達し其間約一年有半を要したるも當局は其困難を排し極力組合の設立に努め漸く翌三十七年十月二十七日瑜伽山蓮臺寺方丈に於て創立總會を開き松山郡長、村上縣屬、香取郡書記、中村郡書記等立會監督せられ大野

幸太郎氏議長席に就き會議に入る時恰も日露戰役に際し經濟界の萎縮に伴ふ一般の不況に迷れ衆議沸騰鼎の沸くが如く容易に議事の進行を見るを得ず郡長縣屬等は再三會合者に向つて諭示を試み議長亦大に監督官憲に對する辭儀を重じ百方慰撫畫策に力め會議すること實に晝夜二日に亙り漸く須要の決議を遂げ爰に組合設立認可申請を爲すこととなり三十八年三月岡山縣兒島郡織物同業組合として主務省の認可を得たり其後四十一年十一月に至り今の備前織物同業組合と改稱したるものなり而して當時の組合事務所は莊内村大字藤木大野幸太郎氏宅に設け四十年三月五日同所に組合事務所一棟（洋式）を新築し爾來組合事業の進展と共に數年を経て大正二年染織研究所設立の計畫成り大正三年十二月十三日灘崎村大字迫川なる現在の事務所建築落成を告げ隆々盛域に達し組合員三百七十餘名の多數に及び更に逐次組合員の増加を來し自他共に基礎の確固を認識さるゝの狀勢に進みたり要するに如上二十餘年間組合創立の局に處し拮据奮勵の今日の榮譽ある本組合設立に關する先輩有志の効績と其達觀的識見の卓越したる諸氏の賜にして同時に茲に其の勞を謝して過まざるなり

◇組合事業の種類

本組合事業の概要は左の如し

- 一、製品検査 本組合に於て内地向製品に就ては検査員三名同補助員一名を置き郡内便宜の箇所に駐在せしめ尚必要の町村十一箇所に貯蔵場を設け前記検査員をして毎反検査をなし尙直接生産工場に臨み製品検査及指導を行ふ輸出部にありては製品取締規程を設け検査員三名をして製品検査を行ひ粗製濫造を防止せり
- 二、視察 本組合員中より三名以上数名の視察員を選任し毎年内地は東北、九州其他及海外は支那、朝鮮、滿洲、東洋諸島に派遣し製品販路其他斯業に關する智識の涵養開發に努む
- 三、品評會 各地に開催さる、博覽會生産品評會其他に出品し隔年毎に組合員出品の品評會を開き、時宜によりて巡回陳列を行ひ又は組合會報の發行をなす、輸出腿帶子部に於ては競技會々則を設け製品を品評し染織上の指導啓發に資す
- 四、職工獎勵 本組合に於て職工獎勵規程によりて職工を表彰し其被表彰者に對しては更に縣に之れが選獎方を其組合より上申稟請す

五、染織獎勵 郡内に於ける共同染織工場の指導をなす爲め獎勵金を交付し又は毎年標準色を示して各機業家の染色の標準及一般趨向を周知せしめ斯道の啓發に力む

既往に於ける各地に派遣したる視察事項左の如し

出張年月	出張先	出張者氏名
明治二十九年五月	清國、朝鮮	大野幸太郎
明治四十一年三月	名古屋、静岡、埼玉、伊勢崎、桐生、足利	大野幸太郎
明治四十二年六月	備後、備中、京都、滋賀	大野幸太郎
大正元年十月	廣島縣工業試験所、備後織物同業組合	古市 威
全	中備物産織物同業組合	難波 雅雄
大正二年一月	静岡、愛知、三重、大阪、兵庫	大野幸太郎、山田長五郎、近藤榮松、三宅康造
全	大阪府、奈良縣下	片山 藤波 雅雄
大正二年九月	關東、二府十二縣下	大野幸太郎、余傳信太郎

大正三年一月	桐生、足利、伊勢崎、八王寺	永井 輝雄
全 九月	京都、名古屋	永井 輝雄
大正四年十月	東京	片山 藤七、山田榮三郎
大正五年四月	山口、廣島	大賀久賀二、余傳信太郎
大正五年五月	愛知縣、滋賀縣、和歌山市、岐阜縣、大阪市	大野 紋三、森本幸太郎
大正六年三月	朝鮮、滿洲、支那	大野 幸太郎 (研究所長)
大正六年五月	和歌山市	光岡 熊太 (理事)
		大野 四郎、藤原常太郎
		中村七三郎 (理事)

◇縣郡補助 本組合に對し連年縣郡費の補助金を下付せられ事業の啓發に資せらるゝあり大正五年度に於て縣費金四百六十八圓郡費金百五十圓を交付せらる

◇組合經費 本組合創立當時(明治卅八年度)の經費は歲入金一千二百六十八圓五十二錢二厘に對し歲出金八百二十九圓五十三錢五厘なりしが爾來逐年業務の進展に伴ひ大正五年度に於て歲入金七千三百九十九圓四十七錢五厘歲出金七千二百二十二圓十四錢六厘を要するに至り同年度現在の積立金壹千圓を有す

◇組合歴代組長の氏名及就職年月日

大野 彌市	明治三十八年三月二十日就職
大野 幸太郎	明治四十年二月十五日就職
尾崎 邦藏	明治四十年七月十五日就職
片山 徳次郎	明治四十五年四月十八日就職
與田 銀次郎	大正四年四月二十二日就職
與田 榮七	全 四年十二月一日就職
大野 彌市	大正六年六月七日就職

◇組合役職員氏名 (大正六年九月一日調)

組長	大野 彌市	顧問	片山 徳次郎
副組長	藤原 常太郎	同	藤原 元太郎
全	尾崎 東吾	第一部長兼評議員	清板 奎次郎
全	中塚 慶次郎	第二部長兼評議員	余傳 信太郎

全全全全全全全全全全全全全

藤戶町 全全全全全全全全全全全全全

波多野貞四郎 三宅梅吉 小柳晴次郎 星島忽平 岡慶太 高取重吉 若松善三郎 平田辰三郎 中島紋吉 中島武七 福森嘉柳 高橋梅一 三宅勇吉

全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全全全 福田村 全

山本藤一 三宅勘一 内海逸之助 古谷龜作 石原久松 武鐘織物合資會社 武鐘石五郎 古市益次 古市建太郎 阿部嘉三郎 金光恒治 茅野十萬市 山田角次郎

全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全全全全全

大野役次郎 小西與次平 福島孝醇 宮崎治兵衛 野田忽平衛 橘辰次郎 橘小蝶 橘富吉 守田卯太郎 古谷野代三郎 三宅鐵二郎 古谷野龜一 三井辰三

全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全全全全全

齋藤綱 三宗千代野 守田紋藏 三宅善平 多田野元太郎 三宅益一 稻本生一 三宗虎吉 三井實一 三宗多介 三村岩次郎 小柳定七 大賀周吉

全全全全全全全全全全全全全全

全全全小田全全全全全全全全全全全全
村

藤藤前前小角植片大古片三森
原井畑野仙南野山野市沼宅本
谷鉄萬彌友綱次增平長伊關次柳龜佐
造平造太郎三郎平治郎郎郎郎郎郎與

全全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全赤崎全本全全全
村村

鹽津熊吉
松野合資會社
家守千代太
藤田眞一
藤田卯太郎
山本藤五郎
山本友吉
山本岩吉
山本繁造
大森繁造
田中茂八
白神筆吉
小橋永次郎
山本改次郎

全全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全小田全全全全全全
村

片片片片津津津榊津三木木古
山山山山崎崎崎原崎澤村村市
嘉嘉嘉清芳熊順武積喜喜嘉嘉
次次次三太郎太郎太郎平太郎太
郎郎郎郎吉郎郎郎郎平太郎太

全全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全全全全全全

片新片片片光山光植植藤片片
山見山山山田田本野野井山山
嘉見山山勝嘉田本野野助山山
一郎嘉太郎太郎太郎太郎太郎
平嘉太郎太郎太郎太郎太郎

全全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全全全全全全

高岩友十 難波磯吉 河合舜一 清板藤平 河合治平 河合幸三郎 明石平次郎 明石常太郎 明石歡太郎 明石龜三郎 石井龜太郎 石井嘉助

全全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全全全全全全

難波愛治 石井又三 尾崎兄弟商會 岡野梅太郎 石井熊次郎 石井喜代太 石井久吉 石井初太郎 石井友太 清板喜八 清板義平 清板五郎吉 清板彌次郎

全全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全全全全全全 味野町 琴浦町

山本 西原春次郎 荻野万吉 古谷彦太郎 古谷貞次郎 山本 惠美新 柏野定吉 岡田儀平 岡田嘉三郎 岡田虎造 難波健太郎 森茂

全全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全全全全全全

佐々木忠夫 山本久助 松九莫大小合資會社 難波順平 難波善次郎 片山紋平 難波權吉 土井喜八郎 高田俊太郎 武内卯平 片山竹太郎 石井苦吉 河合藤吉

全全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全全全全全全
莊內村

向井一衛 相川宗一郎 松井源太郎 建部代三郎 松井一正 片山嘉利治 松井重三郎 古市永三郎 片山保太郎 岡野良一 建部其 依田豐次郎 小泉治吉

全全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全全全全全全

依田善太郎 依田幾代 依田惠三郎 藤原良太郎 三輪美代一 藤原彌市 石井利八 森本幸太郎 藤原猛 藤原照治 小泉治太郎 山崎政一郎 西中佐五郎

全全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全全全全全全

清板松三郎 清板晴治 山下夕次郎 窪田五平 石原金吉 藤原喜八 藤原孫太 窪田坂太郎 窪田惣吉 清板多次郎 池田高太郎 內藤雪 西原柳吉

全全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全全全全全全

松井武平 高田幸太郎 石原貞吉 窪田照次郎 石原銀市 石原五一 西原五郎四郎 石原佐太郎 清松社 木下吉太郎 清板奎次郎 松井元治 重石熊吉

第四條 本組合ノ地區ハ左ノ如シ
兒島郡一圓

第五條 本組合ハ左ノ營業者ヲ以テ組織ス

- 一、織物製造業者(腿帶子ボブリン愛國布ノ製造業ヲ除ク)
- 一、織物販賣業者(小賣業ヲ除ク)
- 一、染色業(營業者ノ原料ニ供セラル個人着料ノ原染料ハ除ク)

本組合ハ業務取締上其便宜ノタメ左ノ五部ヲ置ク

- 第一部 小倉、眞田、花緒、メリヤス
- 第二部 着尺、袴地、前掛地、其他廣巾物
- 第三部 雲齋、白木綿其他白地類
- 第四部 染色業
- 第五部 織物販賣業

第三章 目的及業務

第六條 本組合ハ同心協力シテ織染物ノ改良發達ヲ圖リ營業上ノ弊害ヲ矯正シ信

用ヲ保持シ販路ヲ擴張スルヲ以テ目的トス

第七條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達センカ爲メ便宜左ノ業務ヲ行フモノトス

- 一、織染上智識ヲ普及セシムル方法ヲ講スルコト
- 二、織物ノ意匠ニ關スル標本及原料品染料品ヲ蒐集營業者ノ參考ニ資スルコト
- 三、組合業務上ニ關スル統計表ヲ調製スルコト
- 四、品評會、共進會、集談會ヲ開設スルコト
- 五、内外博覽會共進會ノ出品上ニ關スル事務ヲ處理スルコト
- 六、組合員ノ製造品及販賣品ヲ検査スルコト
- 七、職工使用人等ノ取締ニ關スル方法ヲ講スルコト
- 八、組合員ノ請求ニ應シ染色ノ試験及鑑定ヲナスコト
- 九、官廳ノ諮問ニ答申シ及組合業務上ノ利害得失ニ關スル事項官廳ニ請願又ハ建議スルコト
- 十、販路擴張ノ目的ヲ以テ内外各地ノ視察ヲ遂クルコト
- 十一、貯藏場ヲ設置シ消費稅ノ査定ヲ受ケシムルコト

第四章

組合員ノ加入及脱退

第八條 本組合ニ加入セントスルノモハ其旨組合事務所ニ申出組合名簿へ記名調印シ標札ヲ受ク可シ標札ハ組合員ノ家宅ニ掲クルモノニシテ其雛形左ノ如シ但シ標札一枚ニ付金二十錢ヲ納付スヘシ紛失其他ノ事故ニヨリ再渡ヲ請フトキモ亦同シ

標札雛形〔但シ木札〕

壹尺

四番號

曲尺

寸

備前織物同業組合員

住所氏名

第九條 組合員廢業若シクハ地區外ニ移轉シタル時又ハ住所氏名ヲ變更シタル時ハ三十日以内ニ其旨事務所へ届出標札ヲ返還シ又ハ書換ヲ請フヘシ營業ノ種類

ニ異動ヲ生シタル時ハ前項期限内ニ事務所ニ届出ツ可シ

第十條 本組合へ加入シタル各種會社ハ代表人ヲ定メ組合事務所ニ届出ツ可シ

第五章

組合員ノ權利義務

第十一條 組合員ハ法令又ハ定款ノ規定アルモノ、外組合ニ於テ左ノ權利ヲ有ス

- 一、役員又ハ議員ヲ選舉シ又ハ選舉セララル、コト
- 二、組合事務及會計上ニ就キ組合ニ對シ何時ニテモ説明又ハ帳簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第十二條 組合員ハ組合ニ於テ左ノ義務ヲ負フ

- 一、組合ノ經費ヲ負擔スルコト
- 二、組合ノ名譽職ヲ擔任スルコト
- 三、組約定款其他ノ條規及決議ヲ遵守スルコト
- 四、組長ノ召喚ニ應スルコト
- 五、組長又ハ副組長ノ命ヲ受ケタルモノニ於テ營業品及營業ニ關スル諸帳簿其他營業上ノ監檢ヲナストキハ拒ムコトヲ得ス

六、營業上ニ關シテハ家族雇人ノ所爲ト雖モ其責ヲ免ルコトヲ得ス

第六章 營業取締

第十三條 本組合員ノ製造品ハ左ノ規定ニ據ルモノトス

- 一、紺色及各種色染ハ容易ニ褪色又ハ變色セサルモノ
- 二、織物ハ水ニ浸シ潤色又ハ斑點を生セサルモノ
- 三、糸質ヲ脆弱ナラシメサルモノ
- 四、糊付以外ノ物質を使用シ又ハ水氣ヲ施シ増量ヲ爲サルモノ
- 五、着尺反物巾九寸六分以上長二丈九尺以上、同疋物巾同長五丈八尺以上袴地大人巾同長二丈四尺五寸以上同疋物巾同長四丈九尺以上同二丈モノ巾同長二丈三尺以上女前掛地平地縞物巾一尺五分以上長三丈五寸以上同織形モノ無地モノ巾一尺五分以上長三丈五寸以上同切込モノ各種長二尺以上小倉帶地四二立以下長一丈以上同六九立以上長一丈五寸以上女眞田帶巾四寸以下長六尺以上同巾六寸以下長七尺以上同巾六寸一分以上長八尺以上總テ端織端組ノケ所ハ丈尺以外トス、丈巾ノ規定ハ鯨尺ヲ用ヒ疊ミタルモノニ對シ置尺トス、尺

度ハ丈ハ寸位ニ止メ巾ハ分位ニ止メ四捨五入トス此規定以外ノ織物ニ對スル丈巾ハ評議員會ノ意見ヲ聞キ組長之ヲ定ム

第十四條 組合員ハ其織物ノ最端ニ組合ノ證紙ヲ織込ム可シ其雛形左ノ如シ但シ帶眞田及紐前掛類ニシテ織物證紙ヲ使用シ得サルモノハ貼用證紙又ハ綴付證紙ヲ用ユルコトヲ得

織込
証紙

備前織物同業組合証紙 製造人氏名

貼用
証紙

備前織物同業組合証紙 製造人氏名

綴付
証紙

備前織物同業組合証紙 製造人氏名

第十五條ノ一 紺及黒ノ染色ヲ爲サントスルモノハ組合事務所ニ申出テ檢定標札

ヲ受クヘシ標札ハ一枚ニ付金二十錢ヲ納付スヘシ紛失其他ノ事故ニ依リ再渡ヲ請フトキモ亦同シ

四	番
第	號
何	
種	
染	
色	
工	
場	
氏	
名	

第十五條ノ二 組合員ハ檢定標札ヲ受クルニ非サレハ紺及黒ノ染色ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條ノ三 紺及黒ノ染色上場ハ三種ニ分チ條件ニ適合シタルモノヲ要ス

第一種 硫化染料ヲ使用スルモノ

一、染工場ノ設備完全ニシテ特ニ用水便アルモノ

二、染工人ハ染色ニ關シ相當ノ技能ヲ有スルモノ

三、染料ノ種類ハ組合ノ認定シタルモノニ限り之ヲ使用シ所定ノ染法ニ違背

セサルモノ

第二種 直接染料ヲ使用スルモノ

一、染工人ハ染色ニ關シ相當ノ技能ヲ有スルモノ

二、染料ノ種類ハ組合ノ認定シタルモノニ限り之ヲ使用シ所定ノ染法ニ違背

セサルモノ

第三種 藍染ヲ爲スモノ

一 組合所定ノ染法ニ違背セサルモノ

第十五條ノ四 前條ノ染色工場ヲ廢止シタルトキハ檢定標札ヲ添ヘ組合事務所ヘ届出ツヘシ染工人ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク其人名ヲ届出ツヘシ

第十六條 織物販賣業者ノ組合員ハ規定ニ違背シタル製品ヲ賣買又ハ契約スルコトヲ得ス

但シ其發見ノ場合ハ直ニ組合事務所ニ申告シ相當處分終ルマテ留置スヘシ

第七章 役員及議員及事務員

第十七條 本組合ニ左ノ役員ヲ置キ任期ハ各三ケ年トシ再選スルコトヲ得

一、組長一名 二、副組長三名以内 三、評議員十名 四、部長五名 五、組合代議員二十四名

第十八條 組長副組長評議員ハ組合會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選舉シ部長ハ評議員中ヨリ互選シ組合代議員ハ組合員之ヲ選舉ス其當選ハ投票ノ多數ニヨリ決ス同數ナルトキハ年長者ヲ取り同年ナレハ抽籤ヲ以テ決ス

第十九條 役員ハ成年以上ノ男子ニシテ左記ノ事項ニ抵觸セサルモノ

- 一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレ滿期又ハ赦免後二年ヲ經サルモノ
- 二、公權剝脱又ハ停止中ノモノ
- 三、復權セサル破産者同家資分散者
- 四、本組合ニ於テ違約處分ヲ受ケ確定後一年ヲ經サルモノ

但シ故意ニアラスシテ定款第九條第十三條第十四條ノ規定ニ抵觸シ處分ニ付セラレタル者ハ此ノ限ニアラス

第二十條 役員ハ左ノ理由ニアラサレハ任期中辭職スルコトヲ得ス

- 一、疾病ニ罹リ其職ニ堪ヘサルモノ

二、年齢六十歳以上ノモノ

三、三ヶ年間役員トナリ退職後二年ヲ經スシテ當選シタルモノ

四、前項ノ外組合ニ於テ正當ト認ムルモノ

第二十一條 役員ノ定數ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フ但シ補缺選舉ニ當選シタルモノハ前任者ノ殘任期間在任スルモノトス

第二十二條 役員任期滿了後其職ヲ執ルモノナキトキハ後任者就職マテ其職ヲ執ルモノトス

第二十三條 組長ハ組合ヲ統轄シ諸般ノ事務ヲ擔任ス副組長ハ組長ノ事務ヲ補佐シ組長故障アルトキハ之ヲ代理ス評議員ハ組長ノ諮詢ニ應シ及業務執行ノ狀況ヲ監査ス正副組長故障アルトキハ評議員之ヲ代理ス

但シ年長者ヲ以テ之ニ充ツ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム部長ハ組長ノ命ニヨリ部内ノ業務取締ニ從事シ且ツ組長ノ事務ヲ助クルモノトス顧問ハ組長ノ諮問ニ應スルモノトス

第二十四條 本組合ニ左ノ事務員ヲ置ク

一理事、二書記、三技術員、四検査員

第二十五條 理事ハ組長ノ命ニヨリ庶務ニ従事シ書記ヲ督勵ス書記ハ組長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス技術員ハ組長ノ命ヲ受ケ染織ノ指導及検査ニ従事ス検査員ハ組長ノ命ヲ受ケ營業品及營業ニ關スル諸帳簿其他營業上ノ検査ニ従事ス
第二十六條 事務員ノ任免賞罰ハ組長ニ於テ評議員會ノ諮詢ヲ經之ヲ行ヒ雇人ノ雇入及解雇ハ組長之ヲ行フ

但シ事務員ノ職ヲ辭シタルトキ又ハ不都合ノ行爲アリタルトキハ組長ニ於テ評議員會ノ諮詢ヲ經スシテ解職ス

第八章 評議員會

第二十七條 評議員會ノ評決ヲ要スル事項左ノ如シ

- 一、豫算科目内流用ノ件
- 二、臨時借入金ニ關スル件
- 三、豫算外ノ經費支出ニ關スル件
- 四、組合事務執行ニ關スル事項ニシテ組合會ヲ開クノ違ナキ緊急事件

五、組合會ニ付ス可キ議案

六、處務規定又ハ内規ヲ定ムル件

七、違約處分

八、前各號ニ掲クルモノ、外組長ニ於テ必要ト認メタル件

第二十八條 評議員會ハ組長之ヲ招集シ半数以上ノ出席ヲ以テ之ヲ開ク

第二十九條 評議員會ノ議長ハ毎會評議員中ヨリ之ヲ互選ス

第三十條 評議員會ノ議事ハ過半数ヲ以テ決シ可否同數ナル時ハ議長ノ決スル處ニヨル

第三十條ノ一 議事ニ關スル細則ハ評議會自ラ之ヲ定ム

第九章 組合會

第三十一條 本組合ハ組合ノ重要事項ヲ議定スル爲メ組合會ヲ開ク組合會ハ組合員ノ選出セル代議員ヲ以テ組織ス

第三十二條 代議員ハ組合員中ヨリ選舉ス代議員ノ選舉ハ組合員ノ記名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ其場所及日時ハ組長之ヲ定メ組合員ニ告知ス代議員ノ選舉ヲ行フト

キハ組長ニ於テ臨時組合員中ヨリ立會人二名若クハ四名ヲ選定シ組長ハ選舉長トナリ選舉ヲ執行ス代議員ノ當選ハ投票ノ多數ヲ以テ投票同數ナルトキハ年長ヲ取り同年ナル時ハ抽籤ヲ以テ之ヲ決ス

第三十三條 代議員ノ三分ノ一以上ノ缺員アルトキハ補缺選舉ヲ行フ
但シ組長若シクハ評議員ニ於テ補缺ヲ必要ト認ムルトキハ此限リニアラス補缺選舉ニ當選シタル議員ハ前任者ノ殘任期間在任スルモノトス

第三十四條 代議員タル資格ニ就テハ第十九條ヲ適用ス

第三十五條 組長副組長ハ組合會議員ヲ兼ネルコトヲ得ス

第三十六條 本組合役員及代議員ノ資格ニ關シ異議ヲ生シタルトキハ組合會ニ於テ之ヲ調査決定ス

第三十七條 組合會議ハ通常會議臨時會ノ二種トシ通常會ハ毎年二月及十月之ヲ開キ臨時會ハ組合ニ於テ必要ト認メタル場合ニ之ヲ開ク代議員ハ必要ト認ムル場合ニ於テ半數以上ノ同意者アルトキハ緊急事件トシテ組合ニ對シ臨時組合會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第三十八條 組合會ノ決議ヲ要スル事項左ノ如シ

- 一、定款ノ變更
 - 二、組合經費ノ收支豫算
 - 三、組合經費ノ賦課徵收方法
 - 四、經費收支決算並業務成績ノ認定
 - 五、官廳ノ諮問ニ對スル答申又ハ建議(答申ニ限リ急劇ノ場合ハ此限リニ非ス)
 - 六、組合所有不動産ノ處分
 - 七、組合基本財産ノ處分
 - 八、違約處分不服ノ申立ニ對スル審判
 - 九、組長副組長評議員並ニ組合聯合代表員ノ選舉
 - 十、組合聯合會ヘ加入又ハ脫退
 - 十一、前各號ノ外定款ノ規定ニヨリ又ハ組合員全般ノ利害ニ關スル件
- 第三十九條 組合會ノ議長ハ組長ヲ以テ之ニ充ツ組長事故アル時ハ副組長ヲ以テ議長トス正副組長共ニ事故アルトキハ出席議員互選又ハ協議ヲ以テ臨時議長ヲ

定ム

第四十條 組合會ハ組長之ヲ招集ス招集通告ハ少クモ開會五日前ニ之ヲ爲スヘシ但シ再度ノ招集ヲ爲ス時又ハ緊急ノ場合ニ於ケル招集通告ハ此期間ニ依ラサル事ヲ得

第四十一條 組合會ハ代議員定數ノ過半數ノ出席ヲ以テ之ヲ開ク若シ同一ノ議事ニ付再度ノ招集ヲナシタル時ハ定數ノ三分ノ一ヲ以テ開會ス

第四十二條 組合會ノ決議ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ定メ可否同數ナル時ハ議長ノ決スル處ニヨル

第四十三條 組合會ハ議事録ヲ作り左ノ事項ヲ記載シ議長及議員ニ名以上之ニ署名スヘシ

- 一、開會ノ日時及場所
- 二、代議員若クハ評議員ノ定數
- 三、出席者ノ員數
- 四、議事ノ要領

五、議決シタル事項

六、賛否ノ數

第四十四條 議事ニ關スル細則ハ組合會自ラ之ヲ定ム

第十章 會計

第四十五條 本組合ノ會計ハ曆年度ニ從ヒ毎年十月ヲ以テ翌年度ノ經費收支豫算ヲ議定ス

第四十六條 組合經費ニ剩餘ヲ生シタルトキハ積立金トス不足ヲ生シタルトキハ積立金ヲ以テ補充シ尙不足ノ場合ハ更ニ組合會ニ於テ補充方法ヲ議定ス

第四十七條 經費ノ賦課徵收方法ハ毎年之ヲ定ム經費ノ決算ハ每會計年度後二ヶ月以内ニ組合會ノ認定ニ付ス

第四十八條 經費ノ豫算ハ認可ヲ受ケタルトキハ決算ハ主務官廳ニ報告シタルトキハ之ヲ組合員ニ通告ス

第十一章 營業品検査

第四十九條 本組合ハ第十三條第十四條ノ規定ニ依リ各織物ヲ検査シ優等品合格

品不合格品ノ印章ヲ押捺ス

但シ検査規則ハ別ニ之ヲ定ム受検者ハ検査上ニ就キ異議ヲ唱ヘ又ハ再検査ヲ請求スルコトヲ得ス但シ検査員ノ検査ヲ不當ト認メタルトキハ其事實ヲ證シ組長ニ申告スルコトヲ得

第五十條 検査上必要ト認ムルトキハ其織物ヲ切斷シ又ハ原料糸ヲ提供セシムル事アルヘシ受検者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス切斷シタル織物ニシテ正品判明シタルトキハ相當ノ賠償ヲ爲スコトアルヘシ

但シ一反長一寸以内ヲ切斷シタル時ハ賠償ノ限リニアラス

第五十一條 検査上不正品ト認ムル製品ハ組合ニ於テ判定若クハ處分終了迄預リ置クコトアルヘシ此場合ニ於テ判定若クハ處分終了迄之ヲ拒ムコトヲ得ス

但シ前項物件ニシテ預ルコトヲ得サルモノナルトキハ之ニ封印シ處分ヲ終了迄保管セシムル事ヲ得

第十二章

賃錢及職工使用ニ關スル規程

第五十二條 組合員ハ互ニ他人ノ契約中ノ賃錢業者及使役職工ヲ使用スルコトヲ

得ス

第五十三條 賃錢業者及使役職工カ組合員甲ト契約アルコトヲ隱蔽シテ組合員乙ト契約シタル後乙ハ甲ト前約アルコトヲ知リタルトキハ直チニ解約スベシ

第十三章

違約處分

第五十四條 違約者アリタルトキハ左ノ各號ニ依リ處分ス

一、第九條第十二條第二十二條ノ規定ニ違犯シタルモノハ十錢以上三十圓以下ノ過怠金ヲ科ス

二、第五十二條第五十三條ノ規定ニ違犯シタルモノハ一圓以上三十圓以下ノ過怠金ヲ科ス

三、第十三條第十四條第十五條ノ一ヨリ四第十六條第六十三條ニ違犯シタルモノハ一圓以上二百圓以下ノ過怠金ヲ科ス

第五十五條 違約處分ハ評議員會ノ評決ヲ經テ組長之ヲ行フ違約處分ハ理由ヲ明記シタル書面ヲ以テ本人ニ通告ス此通告ヲ受ケタルトキハ七日以内ニ其過怠金ヲ事務所へ完納スヘシ

第五十六條 違約處分ニ不服アルモノハ通知ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ其申立ヲ爲スコトヲ得不服申立ヲナストキハ其過怠金ト同シキ金額ヲ事務所ヘ供托スヘシ

第五十七條 不服申立アルトキハ組合會ニ於テ其當否ヲ決定ス此決定ニ對シテハ異議ヲ申立ツルヲ得ス

第五十八條 不服ノ申立ニ對シ前ノ處分カ正當ナリト決定シタル時ハ其供托金ヲ以テ直ニ過怠金ニ充ツ

第十四章

定款ノ變更及解散

第五十九條 組合ノ解散ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

第六十條 組合ノ解散ヲ命セラレタルトキ又ハ組合ヲ解散スルニ決シタルトキハ組合會ニ於テ組合員中ヨリ清算人五名ヲ撰定シ清算ニ關スル一切ノ事務ヲ處理

セシム此場合ニ於テハ組長ハ組合一切ノ事務並書類金錢物件等清算人ニ引繼ク

ヘシ解散ノ場合ニ於ケル組合ノ財産處分ハ組合會ノ決議ニ依ル

第六十一條 清算人清算ヲ了シ剩餘金ヲ生シタルトキハ組合員各個ニ還付シ若シ

不足スルトキハ各組合員ヨリ追徴ス

第六十二條 前條ノ還付又ハ追徴ノ方法ハ七月一日以後ニ解散シタルトキハ其年度ニ於テ組合員各個ヨリ徴收シタル金額ノ比例ニ依リ又七月以前ニ解散シタル

トキハ其前年度ニ於テ組合員各個ヨリ徴收シタル金額ノ比例ニ依ルモノトス

第十五章

雜則

第六十三條 地區外製造ノ織物ニシテ地區内ニ於テ取扱フモノハ總テ地區内ニ於

テ製造セルモノト同一ノ規定ニ依ルモノトス

第六十四條 本組合事務所及役員ノ用ユル印章左ノ如シ

方曲尺一寸五分

方曲尺七分

一寸二分

備前織物同業組合事務所印

備前織物同業組合之印

備前織物同業組合事務所割印

副組長及評議員及部長ノ役印之ニ同シ

◇検査規則

第一條 第一部第二部製品検査上優等合格不合格ノ各等差ハ左ノ條件ニ依リ區分

スルモノトス

- 一、優等タル可キモノ
- 一、染色堅牢ナルモノ
- 二、織込ノ精良ナルモノ
- 三、規定以上ノ丈巾アルモノ
- 四、色、柄等ノ精工ナルモノ
- 五、前項ノ外總テノ點ニ於テ優秀ト認めタルモノ
- 二、合格タルヘキモノ
- 一、染色ノ堅牢ナルモノ
- 二、織込ノ精良ナルモノ
- 三、規定以上ノ丈巾アルモノ
- 四、色、柄等ニ遺憾ナキモノ

三、不合格タル可キモノ

- 一、合格タル可キ資格ヲ失フモノ
 - 二、不正品ト認めタルモノ
 - 三、織上後丈巾ヲ特ニ延長シタルモノト認めタルモノ
- 第二條 第一條ノ不合格ニシテ染色不良、丈切、巾切、疵物等ノモノニハ左ノ各印ヲ重ネテ押捺スルモノトス

(染不良) (丈切) (幅切) (疵物)

第三條 第三部製品検査上優等、合格、不合格ノ各等差ハ左ノ條件ニ依リ區分スルモノトス

- 一、優等タル可キモノ
- 一、織込精良ニシテ規定以上ノ量目アルモノ
- 二、規定以上ノ丈巾アルモノ
- 三、前項ノ外總テノ點ニ於テ優秀ト認めタルモノ
- 一、合格タル可キモノ

- 一、織込ノ精良ニシテ規定以上ノ量目アルモノ
- 二、規定以上ノ丈巾アルモノ
- 三、不合格タル可キモノ

- 一、合格タル可キ資格ヲ失フモノ
- 二、疵物又ハ不正品ト認メタルモノ

第四條 第三條ノ不合格ニシテ丈切、目輕、疵物等ノ場合ハ左ノ各印ヲ重ネテ押捺スルモノトス

(丈切) (目輕) (疵物)

本規定ハ明治四拾貳年八月ヨリ實行ス

◇検査規定

第一條 検査員ハ各貯藏場及ビ組合員ノ店舗並ニ工場其他必要ノ場所ニ就キ隨時検査ヲ執行スヘシ

第二條 検査員ハ各自ノ受持區域内ニ於テ検査事務ニ従事スヘシ

但シ事務ノ都各ニ依リ互ニ補助及ビ必要ト認メタル場合ハ相互立會検査ヲ爲スヘシ

第三條 検査員ハ貯藏場移入品ニ付キ毎反検査ト同時ニ相當印ヲ押捺スヘシ

第四條 検査員ハ各貯藏場ニ備付シアル検査日誌ニ該場検査ノ都度其所要ノ顛末ヲ相當欄ニ記入調印スヘシ

第五條 検査員ハ各製品ノ種類ニ依リ幅尺及ビ地質ヲ調査シ粗製ト認ムルモノハ職工ニ對シ不良ノ点ヲ指示矯正スヘシ

第六條 職工ニシテ染織粗惡ニシテ技能ナキモノト認ムルトキハ染織ノ中止ヲ命シ直ニ其旨ヲ營業人ニ通告スヘシ

第七條 前條ノ通知ヲ受タル營業人ハ其聯工ヲ交換スルカ又ハ改良ヲ實行スヘキ方法ヲ設ケシムヘシ

第八條 検査員ハ各糸繰人及糸撚業者ノ居宅ヲ巡視シ繰方撚方ノ良否及量目ヲ検査シ不都合ノ行爲アリト認メタルトキルトキハ製造人ニ通知シ糸繰又ハ糸撚ヲ停止セシム可シ

第九條 本組合員ハ前項ノ停止ヲ受タル糸繰人及ビ糸撚人ニ糸撚糸繰ヲ依託スル
ヲ得ス

◇検査規定細則

- 第一條 貯藏場到着時間并ニ終了時間ヲ日誌ニ明記スヘシ
- 第二條 証紙ニ姓名又ハ屋號等(登録濟)押捺如何ヲ検査スヘシ
- 第三條 仕立タル移入品ニ對シテハ加工整理者ノ印ヲ検査スヘシ
- 第四條 製品ニ對シテハ相當証紙ヲ織込ミアルヤ否ヤヲ検査スヘシ
- 第五條 定款所定ノ染法ヲ施シアルヤ否ヤヲ検査スヘシ
- 第六條 製品ハ一種毎ニ藥品検査ヲ行フヘシ
- 第七條 丈巾其他全体ニ付キ検査スヘシ
- 第八條 不合格品ニ付テハ其機ヲ逸セス適當ノ方法ヲ以テ本人(又ハ職工)ニ付懇ニ其失格ノ點ヲ説明シ改善セシムヘシ
- 第九條 検査上ノ事故ハ細大漏サス日誌ニ記入スヘシ

第十條 時間以内ニ貯藏場検査終了シタルトキハ織工場絲繰染工場賃織業者等隨時臨檢スヘシ

第十一條 丈尺ノ程度ハ着尺、袴地ハ巾九寸六分ヲ當分ノ内九寸五分トシ其他ハ定款ノ定ムル所ニ依ル
但結城縞及四二以下ノ袴地ハ九寸四分ヲ以テ認定ス

◇織物貯藏場

貯藏場名	開始年月日	主任者氏名	事務取扱者
味野貯藏場	明治四十一年十月	岡野多吉	片山範次郎
稗田全	明治三十八年三月	高橋隼太	角南幸造
上村全	全	土岐猪三郎	
田之口全	全	尾崎東吾	
引網全	全	西原勝一	

郷内全	全	三宅西逸	
迫川全	全	小橋清二	
莊内全	全	大賀俊三郎	金田長平
八濱全	明治四十二年十月	工藤増平	
鉾立全	大正六年一月	近藤正雄	
樋ヶ原全	大正七年四月一日	三宅龜造	齊藤平次郎

◇機織業者の機關銀行會社名

郡内機業界の機關銀行會社は左の如し

- 兒島郡藤戸町 日笠銀行
- 同 所 星島銀行
- 同 郡灘崎村 日笠銀行迫川支店
- 同 郡同村 星島銀行彦崎出張所

- 同 郡八濱町 東兒銀行
- 同 郡莊内村 東兒銀行秀天出張所
- 兒島郡宇野港 東兒銀行宇野支店
- 同 郡琴浦町 星島銀行南出張所
- 同 郡同町 星島銀行田ノ口出張所
- 同 郡同町 幸田銀行田ノ口支店
- 同 郡味野町 二十二銀行味野支店
- 同 郡同町 日笠銀行味野支店
- 同 郡日比町 日笠銀行日比支店
- 同 郡興除村 興除銀行
- 同 郡福田村 興除銀行呼松支店
- 都窪郡茶屋町 茶屋町銀行
- 兒島郡彦崎驛前 茶屋町銀行彦崎派出所
- 同 郡宇野港 茶屋町銀行宇野派出所

◆染織研究所

◇位置 本所は備前織物同業組合の經營に係り本郡灘崎村大字迫川（宇野線由加驛前）にありて東南に常山の城趾を背景とし兒島灣開墾地（藤田組經營）の沃野遠く開け田園相連り東西に岡山より分岐せる宇野線を通じ染織業の盛なる地なり運輸交通の便工業股賑を來し前途有望の地を以て囑望せらる

◇沿革 備前織物は三百年前の始業に係る祖先傳來の國産にして色染の耐久布質の堅牢原糸の善良なるは固有の特色にして備前小倉と稱し況く全國市場に賞讃せられ主に帶地、眞田、袴地、著尺、前掛、雲齋、紺木綿、厚司、洋服地等を産し又近來盛に支那向腿帶子を生産輸出し年額優に三百萬圓を産す然るに往年來之れ等重要の國産斯業の發展に資すべき技術の研究指導をなすべき機關の設けなく近時一般の嗜好は意匠思想發達し在來の備前織物として誇りとせる染色の堅牢其他布質の耐久等のみにては稍々時代遅れの感なき能はず爲めに本郡産の品は市場に於て他地の製品に對比し其意匠組織の常に遜色あるを免れず隨て逐年生産需用

の場加を示しつゝある織物界の趨勢なるにも拘はらず本郡の如きは當時減退し其産額殆んど半ばに減少し同業者も亦約三分の一を減じ轉業する向あり之に於て京阪地方の本郡織物に關係ある問屋側よりも製造方法の改良品柄及組織の撰擇等につき多大の督勵指導せられ當業者又其缺點あるを自覺するに至りたるも衆議俄かに一致なし難く其効果を奏すべき方法確立せず止むなく悲境に陥らんとせしなり大正二年郡宰故水上浩基氏本郡の染織業が年次衰退に傾きつゝあるを慨し適切な指導機關の施設の急なることを以て當業者に指示する處あり尙郡書記故香取俊彦氏及本組合員土岐猪三郎氏等を山口縣柳井津町郡立染織講習所視察を命せられ著々其計畫の歩を進められたり、之れぞ則ち本研究創設の起因にして郡内機織業革新の第一歩を進むべき動機に外ならざりしなり

此時最も斯業に熱心なる莊内村大野幸太氏は自ら期する所あり且郡内の機業者亦大に覺醒の機に際會し相互の研究は時宜に適合するの必要を悟り大正二年二月本組合員を以て染織研究會を組織し斯業の研究練磨を圖ることとせり其後斯業視察研究の目的を以て大野幸太郎、余傳信次郎兩氏を東北地方に派し親しく狀勢を視

察せしめたる結果本研究所設立の必要を認め岡山縣技師松下喜藏、南爲吾、飯河三角、藤原元太郎、水上浩基の諸氏其他有識者の助力を得て直ちに設立豫算を編成し大正二年十月本組合總會に於て滿場一致設立案を決議し委員十七名を選び大正三年一月建築工事を起し同年十二月十三日落成式を舉行し翌四年五月事業を開始するに至りたり

同年十一月より本所附設兒島染織學校を開設し當業者の子弟を指導教養することとはなりたり

本所創設に就き故水上郡宰香取書記郡内有力者及關係者等が直接間接に多大の援助を與へられたる好意に對し最大の敬意を表す

◇本所の事業 本研究所設立の目的は如上の沿革に記するが如く徒に空論に馳せず範を斯界に示し郡内乃至本縣下染織業の指針を以て任じ色染、機械の試験原系及染料藥品水質の分析鑑定、見本品及參考品の蒐集陳列配布、機械器具の檢定、製作技術に關する質問應答、徒弟の養成、製品の加工整理等斯業に關する實際的指導の任を盡さんことを期せり故に常に嶄新なる見本を製織し學理の應用生

産費節約の研究を怠らず市場に於ける聲價の維持に力め時局に對する染料の欠乏の爲め代用染料の研究をなし、整理部には専門の技術者を置き整理加工研究の傍機業家の爲めに作業部を併置し緩急に應ずべき加工整理等に從事し又附屬事業たる染織學校に於ては縣下機業家の子弟を教養し苟も斯業の指導啓發に資すべき事業の遂行をなすに積極的の之れが範を示せり本所は内部を機織部、色染部、整理部染織學校、庶務部に區分し各作業の効果を收めつゝあり

◇染織研究所設立事務要項

建設

大正三年
大正四年 繼續事業

本組合立染織研究所ノ設立ハ大正二年十月廿七日日本組合總會ニ於テ決議サレ創立委員十七名ヲ選任シ尙委員中ヨリ三名ノ建築委員ヲ互選シ建設地ヲ灘崎村大字迫川ニ選定シ元共和商會ノ經營セル在來ノ工場倉庫購入汽機汽罐ノ買收敷地埋立及基礎工事を着手シ大正三年三月廿五日本館建築工事ノ入札ヲ行ヒ全四月工ヲ起シ全十月ニ至リ本館正門外柵車留屋湯沸場雪隠試驗室等ノ建築ヲ了リ尙買收ノ舊

工場ノ修繕染色工場ノ移轉等ヲ行ヒ本館其他ノ裝飾ニ用ユル窓掛椅子張並ニ紀念品等ノ製作ヲナシ茲ニ十二月十三日ヲ期シ盛大ナル落成式ヲ舉行シタリ尙四年度ニ渡リ織物仕上ニ關スルカレンダー、フエルトカレンダー、湯熨斗機、水洗機、乾燥機其他ノ諸機械ヲ据付且ツ工場狹隘ナルヲ以テ舊倉庫ヲ移轉シ第二新工場ヲ建築シ縣ヨリ貸與ニ係ル仕上機械即チ巾出、瓦斯燒湯熨斗機カレンダー脱水機等並ニ総糊付機整經及卷返機糸繰機等ノ準備機及織機及捺染器、ジツガー等ノ染色諸機械總計二千三百六十六點ノ据付ヲナス

右建設ニ係ル事業ハ豫定ノ通り大正四年落成スルコトヲ得タリ、而シテ其設立費總計壹萬六千五百五十六圓八拾五錢七厘ヲ要シ收入ハ縣郡村ノ補助有志ノ寄附金及組合員ノ負擔借入等ニ仍ルモノニシテ其概要ヲ揚グレバ左ノ如シ

建設費 收入部 三二ヶ年繼續

科 目	三年度決算額	四年度決算額	合 計	附 記
縣費補助	三、七〇〇、〇〇〇	一、九五〇、〇〇〇	五、六五〇、〇〇〇	大正二年度千五百圓大正三年度二千二百圓大正四年度千九百五十圓

支出之部

科 目	三年度決算額	四年度決算額	合 計	附 託
郡費補助	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	大正三年度八百圓大正四年度八百圓
寄附金	四、三〇〇、二五〇	一、六二二、五三〇	五、九二二、七八〇	組合員寄附二千五百二十圓七十八錢有志者寄附三千四百十圓
流用金借入金	二、〇〇〇、〇〇〇	—	二、〇〇〇、〇〇〇	壹千圓本組合積立金ヨリ流用壹千圓日笠銀行ヨリ借入
等級割	四八三、四五〇	四七〇、二五〇	九五三、七〇〇	組合員等級割
產額割	—	九五三、五一〇	九五三、五一〇	組合員產額割
計	一一、二八三、七〇〇	七、六〇一、九一〇	一七、〇七〇、〇〇〇	

科 目	三年度決算額	四年度決算額	合 計	附 託
建築費	四、三四二、六三五	一、八六二、八八九	六、二〇五、五二四	本館二千九百四十圓外櫓鐵門二百八十圓工場建築及買入千八百圓試驗室二百二十圓職員室四十五圓倉庫移轉工場修繕盛土コンクリート其他九百二十圓五十二錢四厘
機械購入費	二、七二七、八七五	四、一五九、二五四	六、八八七、二二九	汽機汽罐千五百十圓、湯熨斗機カレンダー水洗機、乾燥機フエルトカレンダー三千五百五十圓ジャカード見本切斷

計	經常諸費	雜費	据付費
八、三三、〇八〇	一、一四、〇〇〇	一、三九、三三〇	二三、三五〇
八、三三、七七七	一、一四、〇〇〇	六〇三、〇八七	四六三、五四七
六、五五、八五七	一、一四、〇〇〇	一、八三、三〇七	四八六、八九七
器機糸機シャフト調帶千十八圓六十五 錢機機改修其他八百八圓四十一錢七厘 煉瓦セメント其他諸材料二百三十六圓 銀治大工職人給二百五十圓八十九錢七 厘 庭木植付百十八圓八十一錢紀念品百八 十九圓三十四錢落成式費用三百六十圓 十九錢窓掛椅子卓子其他裝飾費百四十 三圓六十五錢諸運送費百九十三圓七十 七錢其他八百二十六圓五十四錢七厘 染織研究所經常費			

歲入出差引殘金五百拾參圓拾四錢參厘
 但大正五年度染織研究所經常收入へ繰越ス
 以上ハ建設費ニ係ル一切ノ收支計算ニシテ詳細ハ別紙染織研究所設備ノ部ニ明記
 セリ

◇設備

敷位	敷地坪數	名稱	坪數	金額	備考
兒島郡灘崎村大字迫川字宮西古新田	六百六十一坪	本館	五三、〇	二、九四〇、〇〇〇	瓦葺二階建湯沸場 便所ヲ含ム
		整理場	一〇〇、〇	三六〇、〇〇〇	亞鉛葺鋸棟
		織工場	一一、〇	一、三五〇、〇〇〇	瓦葺鋸棟
		色染工場	二五、〇	九〇、〇〇〇	亞鉛葺
		機關室	二一、〇	一〇五、〇〇〇	全上
		倉庫	一一、五	三二、五〇〇	瓦葺
		研究室	五、〇	二一〇、〇〇〇	全上
		研究部	三、〇	六〇、〇〇〇	全上
		車庫	二、〇	三三、〇〇〇	瓦葺
		便所	二、〇	三三、〇〇〇	瓦葺

二、毎年六回以内視察員ヲ派遣シ内外各織物ノ產地并ニ販賣先ニ付キ生産及販賣上ノ視察ヲ遂ゲ研究会ニ報告セシム

三、本會ニハ内外各地ニ於ケル嶄新ナル織物染色物織機器具等ヲ蒐集シ之ヲ陳列シ當業者ノ縦覽ニ供シ且研究上ノ資料ニ充ツ

四、本會ニハ當業者ノ製造シタル織物及染色物并ニ織機器具ヲ出品セシメ審査ヲ遂ゲ行賞ヲナス

第三條 本會ノ事務ヲ處理スル爲メ左ノ役員ヲ置キ任期ハ各二ケ年トス

會長 一名 副會長 一名 幹事 七名
技術員 一名(兼任) 理事 二名(兼任) 書記 一名(兼任)

第四條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ會長之ヲ推薦ス

第五條 役員ハ本組合會ニ於テ組合員中ヨリ選舉ス

第六條 會長ハ本會ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ代理シ幹事ハ會務ヲ補佐分擔ス其他

ノ事務員ハ會長ノ指揮ニ依リ本會ノ事務ニ從事ス

第七條 本會ノ會費ハ凡テ本組合費ヲ以テ支辨ス

但シ每會ノ支出額ハ評議員會ノ決議ニ依リ之レヲ定ム

第八條 本會ノ陳列ニ供スル蒐集品ニシテ購入ヲ要スル資金ハ本組合費ノ内ヨリ

借入流用シ場合ニヨリ一時借入金ヲナスコトヲ得

第九條 購入シタル蒐集品ハ每會縦覽ヲ終リタルトキ即時賣却ス

第十條 本會ノ執務細則並ニ經費豫算ハ幹事會ノ協賛ヲ經テ會長之レヲ定ム

◇整理手數料規定

- 一、瓦斯燒 金貳錢
- 一、糊付 金參錢
- 一、糊吹 金壹錢五厘
- 一、乾燥 金壹錢八厘
- 一、水洗 金壹錢貳厘
- 一、巾出 金壹錢七厘
- 一、カレンダー 金八厘

- 一、フエルトカレレダー
 - 一、湯熨斗
 - 一、普通湯通シ
 - 一、運賃(遠近ニ不拘)繼合タ、ミ共
 - 金八厘
 - 金壹錢
 - 金貳錢(運賃タ、ミ繼合共)
 - 金五厘
- 但シ以上ハ着尺幅壹反(三丈以内)物ニシテ大幅物ハ倍額トス

◇職員服務心得

- 一、職員ハ本所ノ目的方針ヲ重シ經濟ニ留意シ協心戮力以テ事業ノ發展ヲ計ル可シ
- 二、職員ハ豫メ協議ノ上機械器具ノ取扱並ニ整頓方法ヲ定メ嚴重ニ實行ス可シ
- 三、職員ハ豫メ協議ノ上原料諸品及製品ノ整置方竝ニ受拂方法ヲ定メ錯誤紛亂ナキ様明瞭ニ整理ス可シ
- 四、製品ハ出來次第直ニ事務部ニ引繼ヲナス可シ
- 五、職員ハ豫メ各作業ノ受持ヲ定ムルト雖モ常ニ打合ヲ以テ職工ノ配手使用方等

互ニ補佐注意ヲ拂フ可シ

- 六、職員ハ日曜休日其他ニ依リ缺勤スルトキハ受持又ハ仕掛ノ業務ニ付他ノ職員ニ依託又ハ報告ス可シ
 - 七、職員ハ輪番ニテ一名宛日直當番ヲ定メ當番者ハ出勤時間十分前ニ出頭シ終業後宿直當番ト交代退場ス可シ
 - 八、職員ハ日曜祭日ト雖モ作業ノ都合ニ依リ出勤スルモノトス
 - 九、夜業ヲナストキハ宿直當番ニ對シ事業ノ要領ヲ委シク説明ノ上依託スルコトヲ得
 - 但シ不可能ト認ムル事業ヲナストキハ職員自ラ夜勤ヲナス可シ
 - 十、職員作業ニ従事スルトキハ工場服ヲ着用スルモノトス
 - 十一、公務ニ依リ外勤ヲ要スルトキハ所長ニ商議ノ上「出張命令簿」ニ認印ヲ受ケ出張ス可シ
 - 十二、職員ニシテ缺勤セントスルトキハ病氣ノ場合ハ届書ヲ差支スヘシトス
- 又事故缺勤ノトキハ所長ニ届出所長ハ職員ニ協議ノ上許否ヲ決スルモノ

- 十三、原料其他總テノ物品購入ヲ要スルトキハ購入品承認簿ニ記入シテ其購入方ヲ所長ニ請求ス可シ
- 十四、所内ノ修繕模様替機械器具ノ据付轉換等ヲ要スル場合又ハ臨時雇人ヲ使用スルトキハ豫メ所長ニ商議ノ上承認ヲ受ク可シ
- 十五、試験品製作品ハ總テ設計書ヲ作り職員協議ノ上所長ノ承認ヲ受ケ着手スヘシ

◇職工服務心得

- 一、助手以下職工ハ出勤時間五分前ニ入場シ掛札ヲ掲ケ終業ノ際ハ掛札ヲ卸シ退場スヘシ
- 二、男工ハ工場内ニ於テハ工場服ヲ着用シ帽子ヲ被ル可カラス
- 三、工場内ニ於テハ靴又ハ草履ヲ用ユ可シ
但特別ノ場合ハ職員ノ承認ヲ得テ下駄ヲ穿ツコトヲ得
- 四、毎朝執務前工場内各所ノ掃除ヲナシ機械器具ノ整頓ヲ行ヒ之レヲ使用シタル

モノハ必ス其置場ニ整列スヘシ

- 五、工場内ニ於テハ常ニ靜肅ヲ旨トシ喧騒雜談其他卑猥ナル言行アル可カラス
 - 六、機械器具ノ取扱ハ大ニ注意ヲ拂ヒ最モ大切ニ使用スヘシ
 - 七、原料ハ常ニ經濟的思想ヲ以テ徒費紛亂等ナキ様深ク注意ヲ加フ可シ
 - 八、製品並ニ仕上品ハ過失ナキ様常ニ周到ナル注意ヲ拂ヒ若シ缺點アル物品ヲ發見シタルトキハ直チニ職員ニ報告スヘシ
 - 九、自己ノ怠慢又ハ不注意ニ依リ機械器具並ニ製品仕上品ヲ毀損紛失シタル場合ハ相當ノ辨償ヲ命スルコトアル可シ
 - 十、遅刻早引アル者ハ其時間ヲ見計ヒ減給スルコトアル可シ
 - 十一、事業ノ都合ニ依リ三十分以内居残りハ補給セサルモノトス
 - 十二、工場内ニ於テハ焚火喫煙スルコトヲ禁ス
- 以上

◆私立兒島染職學校

◇沿革 本校は本研究所の附屬事業として附設せるものなり則ち其目的たるや研究所の見本品製作其他の方面に於て斯業者を積極的に指導し近時科學の進歩に伴ふ染織技術の發達又昔日の比にあらず郡内に於ける機織業界の多數は學識に稀れに從來の經驗によれる技術を主とし其實質に於ける市場の角逐は日々激烈ならんとするに當り殊に縣下織物業界の前途を慮ひ茲に優良なる技術者の養成をなすの必要を認めたり時恰も本縣立工業學校染織科の廢止さるゝを聞き愈急速開校の議を決定し大正四年十一月年度の中途なるに拘らず第一期生を募集し開校の運びとはなしたり

而して本校の設備は縣立工業學校染織科の機械全部を借受け當整理部に限り機械の増設を行ひ其施設を完備せしめ多大の資を惜まざりしも亦實に研究所と共に縣下斯業の指針者たるを以て任せんとするに外ならざりしなり

◇私立兒島染織學校學則

第一條 本校ハ徒弟學校規定ニ基キ色染及機織ニ關スル智識技能ヲ授ケ且其徳性

ヲ涵養シ善良ナル工業技術者ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 本校ニ左ノ二科ヲ置ク

一、本科

二、補習科

補習科ヲ更ニ分テ機織部色染部ノ二部トス

第三條 各科ノ定員ヲ貳拾名トス

第四條 修業年限ハ本科ヲ壹ケ年補習科ヲ六ケ月トス

第五條 教科課程及每週教授時數ハ左ノ如シ

學科目	學年	本 科	補 習 科	授時數	授時數
修身	心得	人倫道德ノ要旨工業者ノ心得	一 全 上	一	一
色 染	色染、漂白學		六 色染漂白學、捺染學	六	六
機 織	準備及機織一般 組織及解剖學		六 全 上	六	六